

# 令和5年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事

設 計 図

令和5年1月

環境省新宿御苑管理事務所

工事概要

工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事	
工事場所	地名地番	東京都新宿区内藤町11
	住居表示	東京都新宿区内藤町11
敷地面積	583,061.13m <sup>2</sup>	
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
防火地域	準防火地域	
高度地区	20m第2種高度地区	
日影規制	3時間-2時間(+4.0m)	
道路幅員(現況)	-	
その他	第1種文教地区、指定包蔵地あり	
都市計画道路	-	
その他の都市計画	都市計画区域内/都市計画公園区域	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
許容建築面積	349,836.67m <sup>2</sup>	
許容容積対象床面積	1,166,122.26m <sup>2</sup>	
緑化条例		
その他条例		

建物概要



工事名称	令和4年度新宿御苑モーグルコース代替施設新築工事			工事年度	令和 4 年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11			面図名称	工事概要・建物構造・案内図
発注機関	環境省自然環境局新宿御苑管理事務所			縮尺	1:5000(A3)
公園名称	新宿御苑			面図番号	A - 002 /
捺印	管理建築士	設計	製図	設計者 資格者氏名 登録番号 所在地	甲建設計画事務所 岡本 治子 一级建築士 第356094号 神奈川県川崎市 横浜区東川崎1-1778-1-420

令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事		工事設計図	<p>グリーン購入法に基づく、環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という)(環境省ホームページに掲載) (毎年2月改定)において位置づけられた、「特定調達品目」に該当する材料及び建設機械等は、原則として基本方針に定める判断基準を満足するものを使用することとする。</p> <p>なお、やむをえず判断基準に満たないものを使用する場合は、監督職員の承認を受けるものとする。</p> <p>また、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードし、Excelファイルで作成し、提出する。</p> <p>(4) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設の木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。</p>		<p>(2. 2. 4)</p> <p>2 仮設工事</p> <p>●足場その他</p> <p>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p>				<p>開口の大きさ</p> <p>切削後のハネルの残り部分の幅</p> <table border="1"> <tr><td>ハネルに開口</td><td>短辺</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td></td><td>長辺</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>ハネルを切り</td><td>短辺</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>久く場合</td><td>長辺</td><td>・</td><td>・</td></tr> </table>		ハネルに開口	短辺	・	・		長辺	・	・	ハネルを切り	短辺	・	・	久く場合	長辺	・	・
ハネルに開口	短辺	・	・																							
	長辺	・	・																							
ハネルを切り	短辺	・	・																							
久く場合	長辺	・	・																							
特記仕様書		I 工事概要																								
1. 工事場所		東京都新宿区内藤町11																								
2. 敷地面積		583,061.13m <sup>2</sup>																								
3. 工事種目		1. 令和4年度新宿御苑ワーキングスペース新築整備 鋼骨造地上1階建 一式 建築面積 14,163.46m <sup>2</sup> (申請建築物:260.03m <sup>2</sup> 既存建築物:13,903.43m <sup>2</sup> ) 延べ床面積 14,455.68m <sup>2</sup> (申請建築物:215.34m <sup>2</sup> 既存建築物:14,240.34m <sup>2</sup> ) 2. 上記に伴う、電気及び機械設備工事 一式 3. 令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設外構整備 一式																								
4. 指定部分		・有・無 対象部分( ) 指定部分工期 年 月 日																								
5. 工事範囲		※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。 ・「3. 工事種目」のうち の工事範囲は下記表のとおりとする。 ただし、他の工事種目はすべて今回工事範囲とする。																								
2. 仮設工事		すべて																								
3. 土工事		すべて																								
4. 地業工事		すべて																								
5. 鉄筋工事		すべて																								
6. コンクリート工事		すべて																								
7. 鋼骨工事		すべて																								
8. リングコンクリート・ALC・バネル・押出成形セメント板工事		すべて																								
9. 防水工事		すべて																								
10. 石工事		すべて																								
11. タイル工事		すべて																								
12. 木工事		すべて																								
13. 屋根及びとい工事		すべて																								
14. 金属工事		すべて																								
15. 左官工事		すべて																								
16. 建具工事		すべて																								
17. カーテンウォール工事		すべて																								
18. 塗装工事		すべて																								
19. 内装工事		すべて																								
20. ユニット及びその他の工事		すべて																								
II. 建築工事仕様																										
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官公室営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下、「標準仕様書」という。) ・建築工事標準詳細図(平成28年版)。(以下、「標準詳細図」という。) ・建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)																										
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は( / )図、機械設備工事の特記仕様書は( / )図による。																										
(3) 本特記仕様書の表記																										
1) 項目は、○印の付いたものを適用する。																										
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。																										
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。																										
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。																										
3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																										
4) ◎印は、「国等による環境物品等の調達等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月変更開港決定)」に定める特定調達品目における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表中の品目ごとの判断の基準)を満たすものと示す。																										
5) 本特記仕様書は、環境省ホームページからダウンロードし、Excelファイルで作成し、提出する。																										
6) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設の木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
7) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
8) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
9) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
10) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
11) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
12) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
13) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
14) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
15) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
16) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
17) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
18) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
19) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
20) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
21) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
22) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
23) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
24) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
25) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
26) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
27) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
28) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
29) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
30) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
31) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
32) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
33) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
34) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
35) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
36) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
37) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
38) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
39) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
40) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
41) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
42) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
43) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
44) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
45) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
46) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
47) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
48) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
49) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
50) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
51) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
52) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
53) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
54) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
55) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
56) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
57) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
58) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
59) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
60) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
61) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
62) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
63) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
64) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
65) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
66) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
67) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
68) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
69) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
70) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
71) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
72) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
73) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
74) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
75) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
76) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
77) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
78) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。																										
79) 特記仕様書による木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用量について、木材利用調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。		</td																								



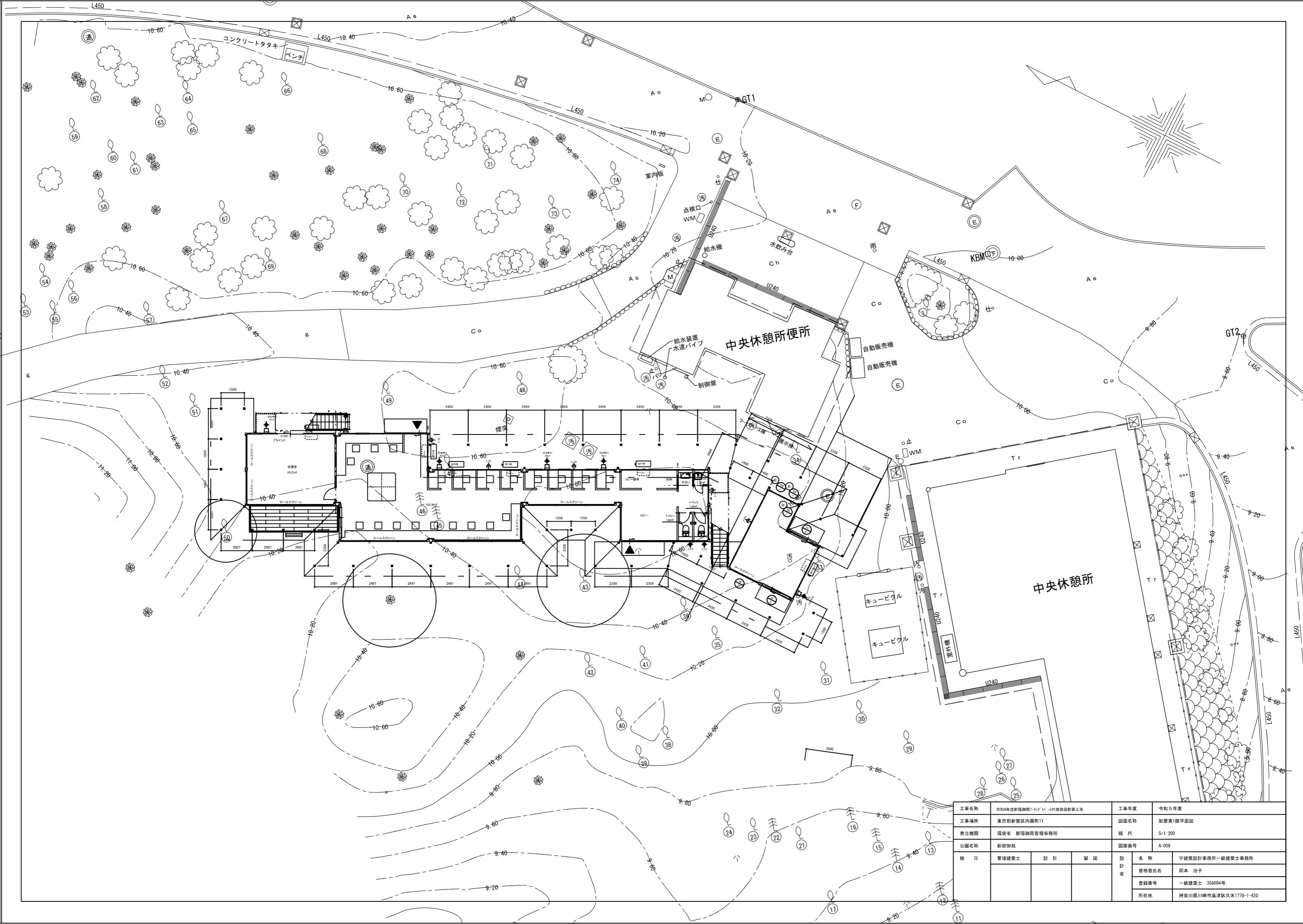




ガラスブロック		(16.14.5)										(17.3.2~5) (表17.3.1、2)										(19.2.2)		(19.4.2、3) (表19.4.4、5)													
正方形	表面形状	呼び寸法	厚さ	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整	目地 (mm)	防火性能	19 内装工事										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	・125×125	80	・	乳白	平積み	曲面積み	・	・	※8~15 ・外側 ・15~25 ・内側 ・6以上										接着剤		※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	・160×160	95	・	・	・	・	・	・	※15以下 ・外側 ・125 ・内側 ・125 ・6以上										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	・200×200	95	・	・	・	・	・	・	・普通コンクリートの場合 2.1t/m <sup>3</sup> を超える2.5t/m <sup>3</sup> 以下 単位重量の最大値 ※185kg/m <sup>3</sup>										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	・320×320	95	・	・	・	・	・	・	・鉄筋 種類の記号 ※SD295A ( ) 補強鉄線 径 (mm) ・3.2 ・4.0 ・5.0 ・6.0										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	・長方形	・250×125	80	・	・	・	・	・	・シーリング材の種類 ・										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	・	・320×160	95	・	・	・	・	・	・										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示																
	曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。 壁用金属枠及び補強材 ※図示																					接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示													
	力材 材質	・※ステンレス鋼(SUS304) 寸法										・※径5.5mm										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示													
	形状	・※はしご形状複筋及び単筋										・										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示													
	化粧目地モルタルの色 ( )	・										・										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示													
	金属製化粧柱バー	材質	・※ステンレス製 ・アルミニウム製										寸法										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示												
	工法	・建築基準法に基づき定まる風圧力の (-1 - 1.15 - 1.3) 倍の風圧力に対応した工法										・目地部の横力骨の納まり										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示													
	・	・・・										・・・										接着剤		接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃性の可塑剤を除く)が添付されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示													
17 カ テ ン ウ オ ル 工 事	取扱方法、性能等	(17.1.3) (17.2.2) (17.3.2)										取扱方法 ・層間方式 ・柱・梁方式 ・方立方式 ・スパンドレル方式										(19.2.2)		合成樹脂塗床													
	性能	耐震性能										水平方向 (kN) 垂直方向 (kV)										(19.2.2)		種別													
	・	・										・・・										(19.2.2)		施工箇所													
	・	・										・										(19.2.2)															







■ 一般事項		
工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事	
建設地	(地名地番) (住居表示)新宿区内藤町11	
工事種別	第1種中高層住居専用地域	
用途地域	防火地域	準防火地域
その他		

■ 建物概要		
建物用途	(主用途)事務所 (従用途)	
階数	平家	
最高軒高	3.45 m	
最高高さ	4.73 m	

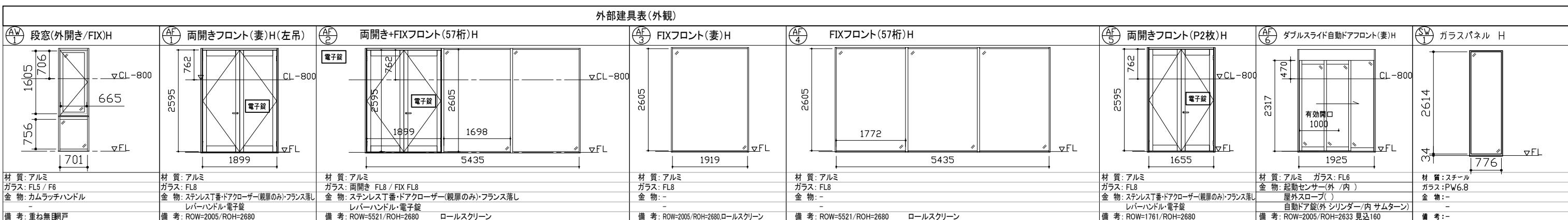
  

■ 構造概要		
基礎形式	鉄筋コンクリート造	
軸部	鉄骨造 両方向ラーメン構造	

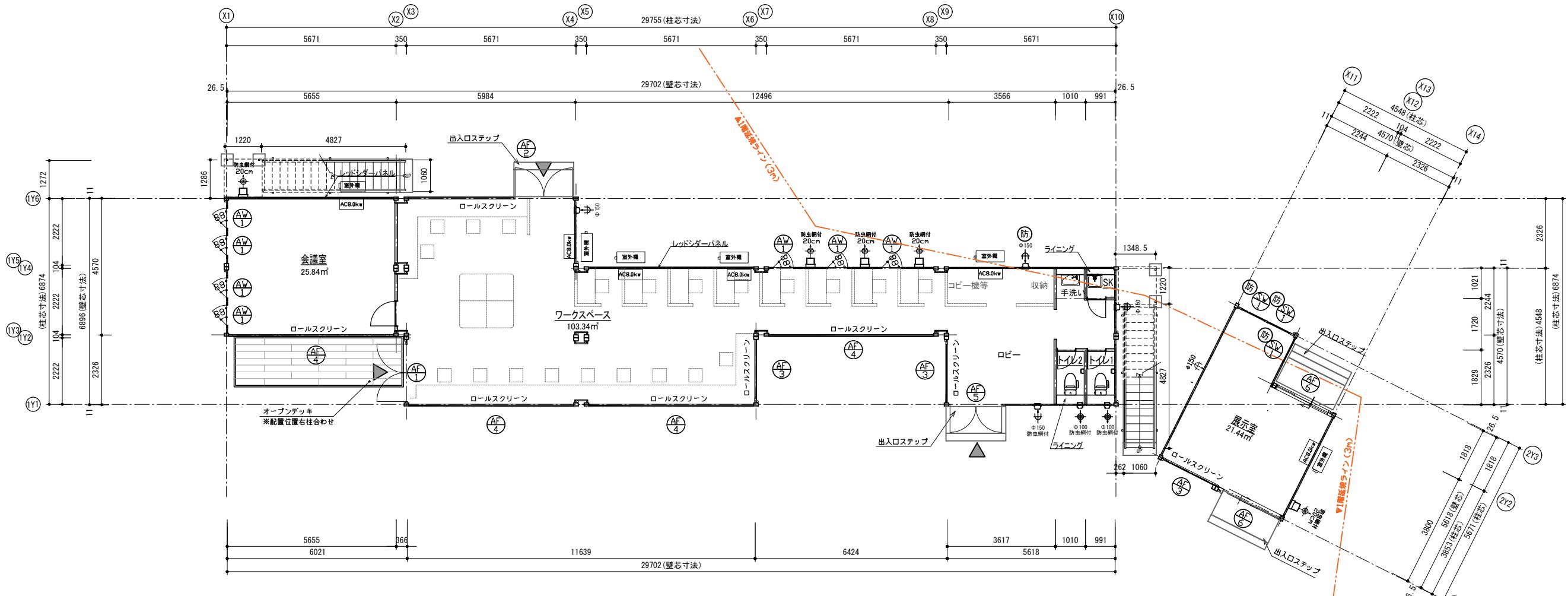
  

■ 外部仕様		
名称	仕様	色
屋根	仕上:ガルバリウム鋼板葺き t=0.5 断熱材:フェノールフォーム t=20	(不燃NM-8697) シルバー
雨樋	軒樋:鋼板t=1.6+塗装 縦樋:カラー塩ビ管	ブラック
外壁(複合ハーフ)	外部仕上:カラー鋼板t=0.5 断熱材:フェノールフォームt=40	(不燃NM-8697) ブラック
板金物	パラベット:鋼板t=1.2+塗装 土台ガバー:鋼板t=1.2+塗装	オフホワイト
塗装	鉄部見え掛かり:錆止め 一液型エポキシ樹脂下塗り塗装	ブラック
外部建具	アルミサッシ	シルバー
デッキ	床:再生木材 t=25	

階数	室名	床			巾木			外周壁			間仕切壁			廻り縁			天井		
		下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー	下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー	下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー	下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー	下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー	下地	仕上/寸法/色	品名/品番/メーカー
1階	ワークスペース	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	ソフト巾木 H=60	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS25 (妻連部LGS19)	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	SK	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	ソフト巾木 H=60	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS25 (妻連部LGS19)	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	収納	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	ソフト巾木 H=60	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS25 (妻連部LGS19)	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	トイレ 1	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	ソフト巾木 H=60	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS25 (妻連部LGS19)	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	トイレ 2	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	ソフト巾木 H=60	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS25 (妻連部LGS19)	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	会議室	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	ソフト巾木 H=60	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS25 (妻連部LGS19)	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	展示室	硬質木片セメント板t=18 スチレンフォームt=40 捨貼り合板t=5.5	長尺塩ビシート t=2.0	-	-	-	-	カラー鋼板 t=0.27 オフホワイト	-	LGS65 石膏ボードt12.5	ビニールクロス	-	塩ビジョイナー ホワイト	-	LGS19	化粧石膏ボード ホワイト	ジブトーン 吉野石膏		
	備考	<シックハウス対策> ・壁、床、天井、建具仕上げに用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する。 ・天井裏などへの措置については、天井裏、床裏、壁、収納に用いる建築材料はすべてF☆☆☆☆、または規制対象外の材料を使用する。																	
認定番号	カラーボードt=0.5:不燃NM-8697 硬質木片セメント板t=18:準不燃H12建設省告示1401号 石膏ボードt=12.5:不燃NM-8619 石膏ボードt=9.5:準不燃QM-9828 化粧石膏ボード(天井)t=9.5:不燃NM-1864 化粧石膏ボード(壁):準不燃QM-9824 防水石膏ボードt=12.5:不燃NM-9639 普通硬質石膏ボード:不燃NM-9645 ケイ酸カルシウム板:不燃NM-8578 ロックウール化粧吸音板t=9:不燃NM-8599 ビニールクロス:準不燃QM-9410																		



工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11	面積名称	面積表・建具表
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所	縮 尺	S=1:100
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-010
検印	管理建築士 設計 製図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所
		資格者氏名	岡本 治子
		登録番号	一級建築士 356094号
		所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

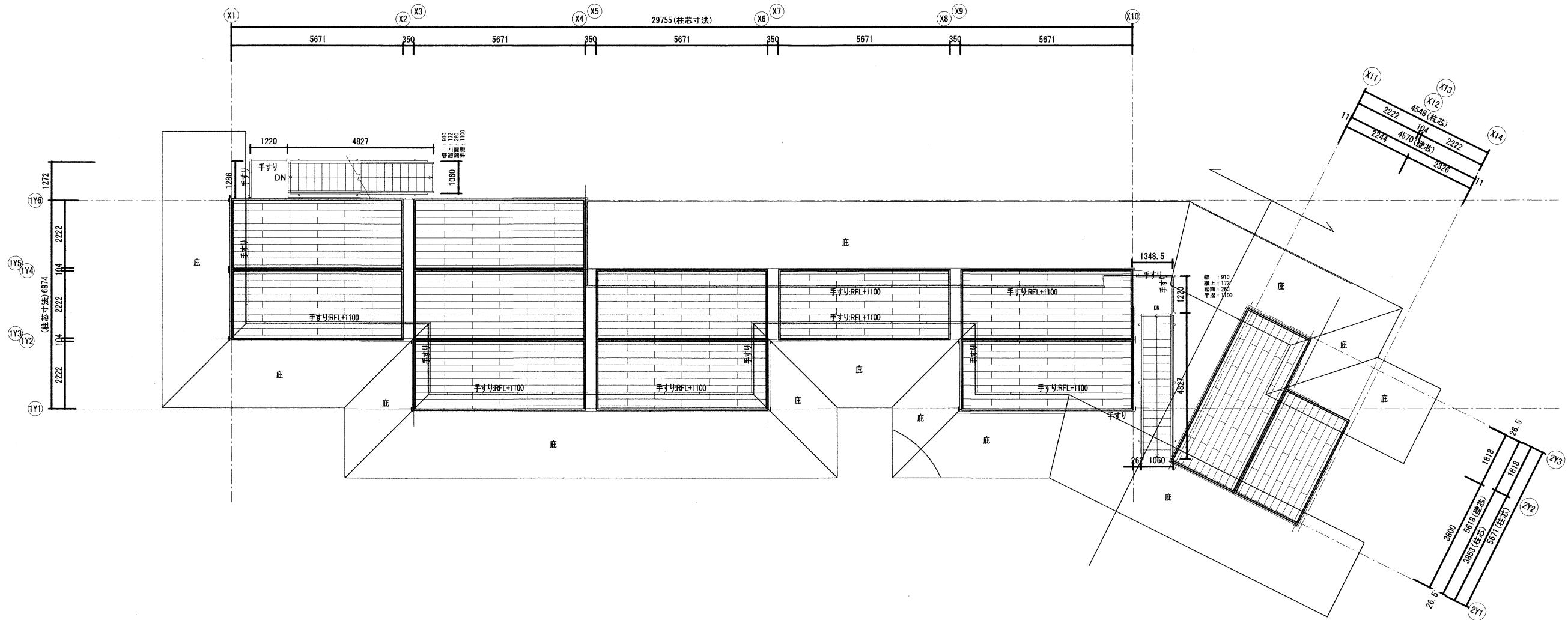


1F平面図

※行政からの指導により、間取りが変更となる場合があります。

凡 例	
記号	名称
→Φ20cm	20cm換気扇 ステンレス製フード
→Φ100	φ100換気扇 ステンレス製パイプフード
→Φ150	φ150給気口 ステンレス製パイプフード

工事名称	工事年度			令和5年度
工事場所	面積名称			1階平面図
発注機関	縮 尺			S=1:150
公園名称	面積番号			A-011
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名 称 宇建築設計事務所一級建築士事務所 資格者氏名 岡本 治子 登録番号 一級建築士 356094号 所在地 神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

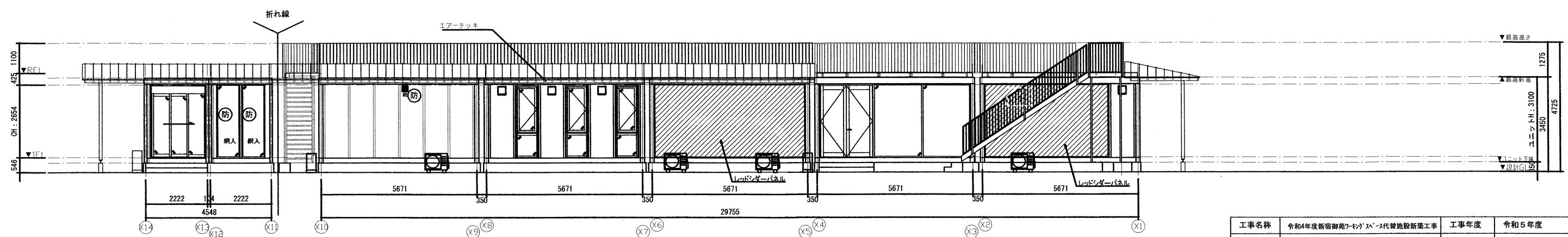
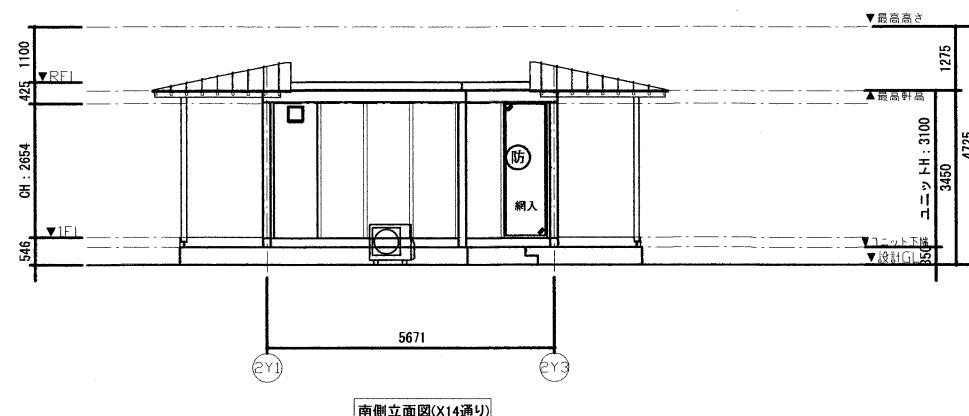
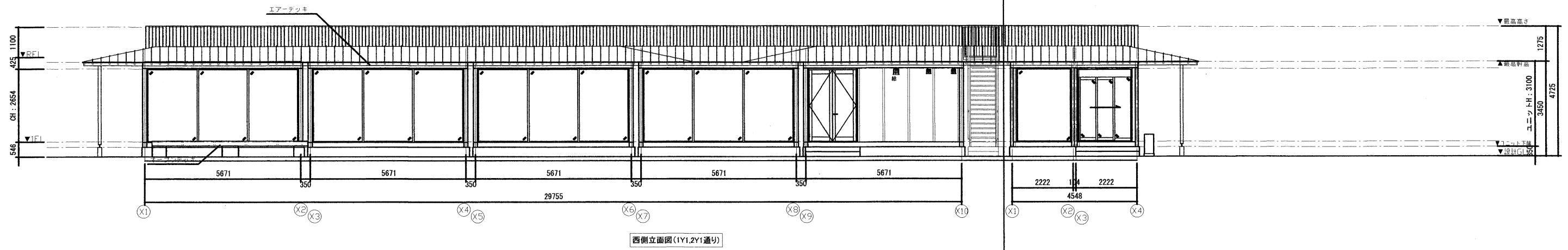
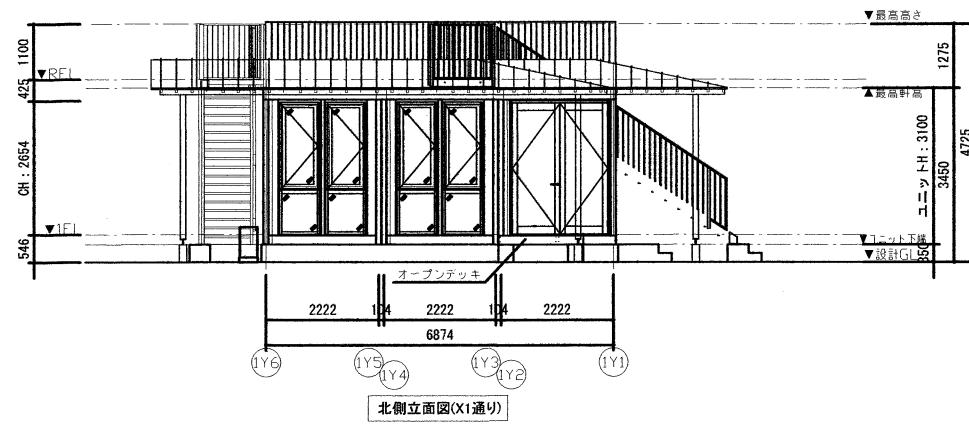


R階平面図

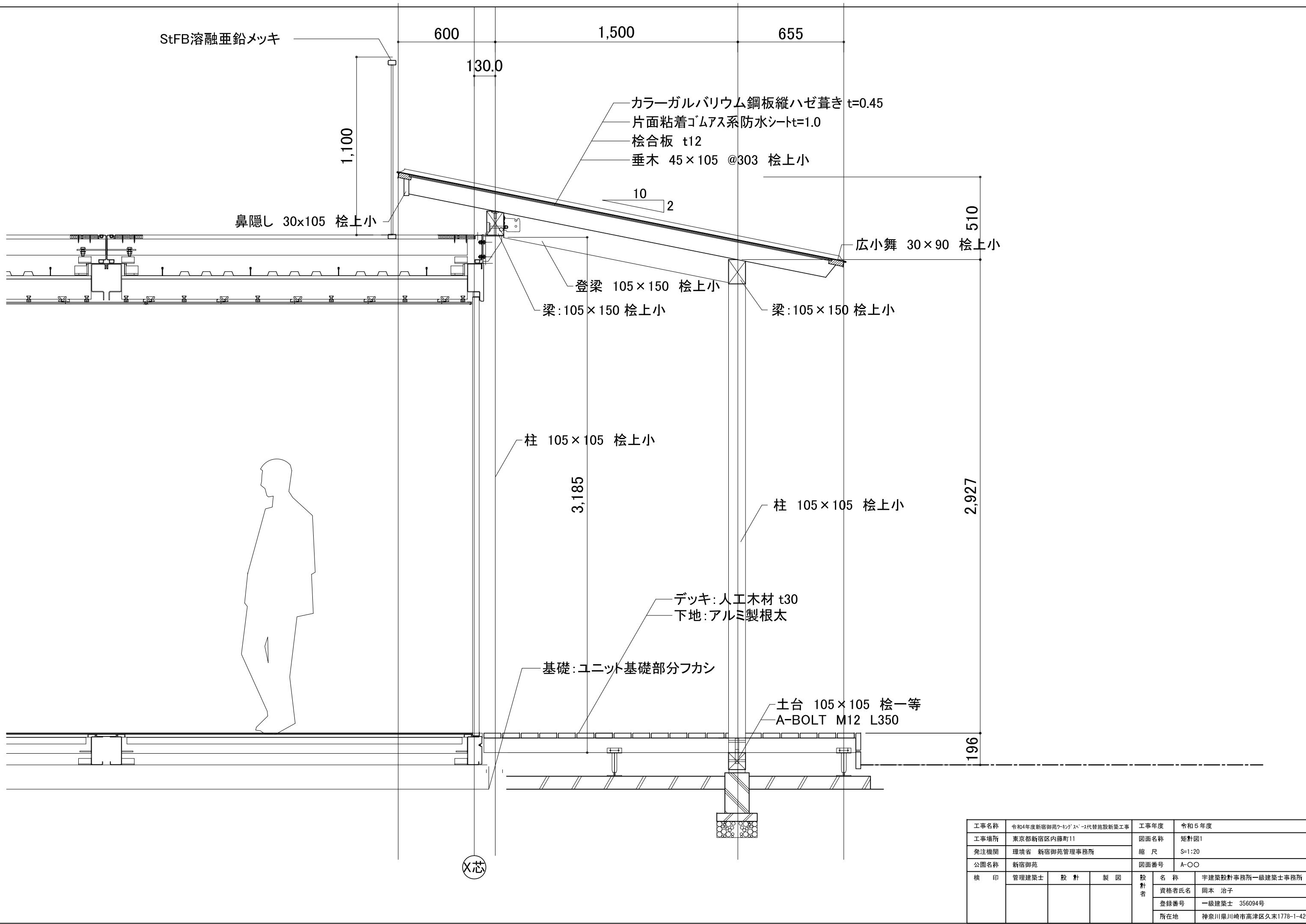
※行政からの指導により、間取りが変更となる場合があります。

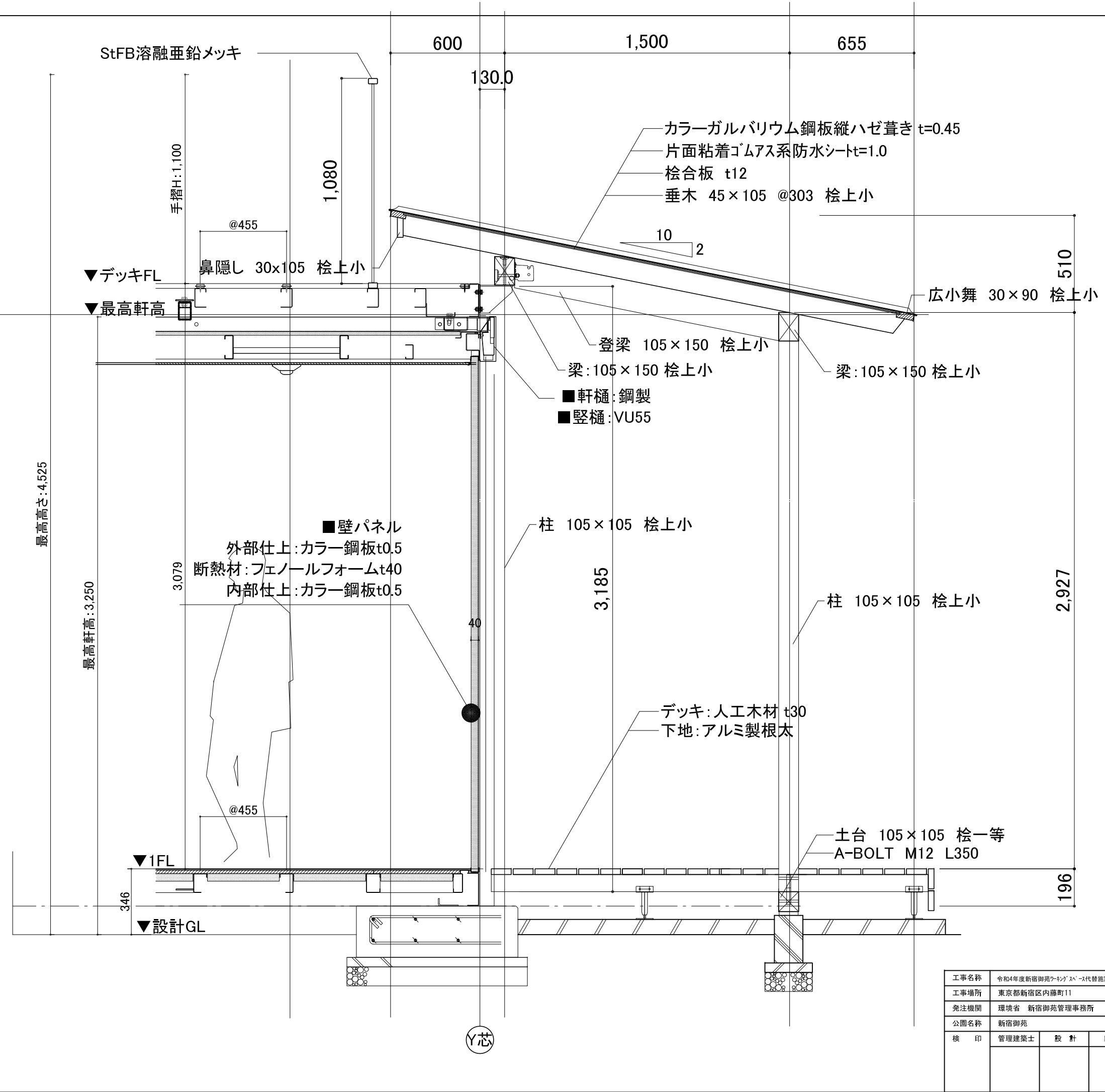
凡例	
記号	名称
●Φ20cm	20cm換気扇 ステンレス製フード
●Φ100	Φ100換気扇 ステンレス製パイプフード
●Φ150	Φ150給気口 ステンレス製パイプフード

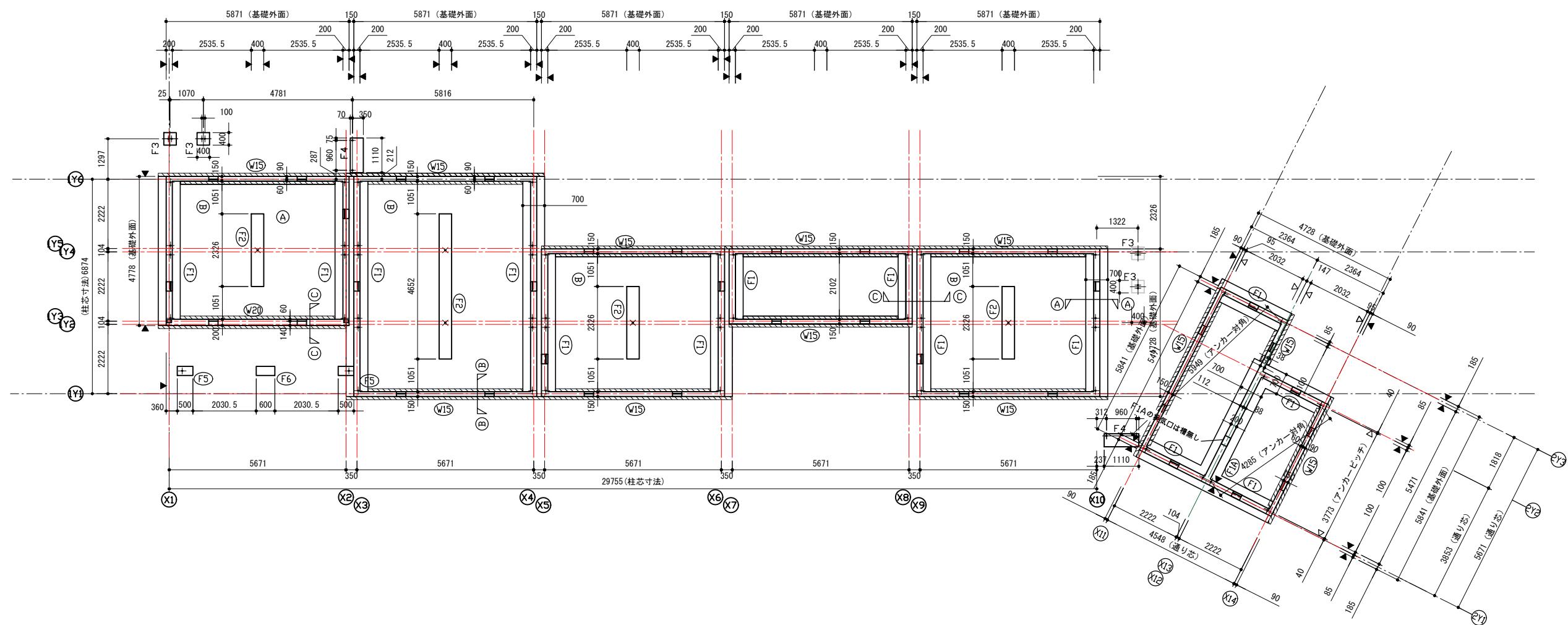
工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	R階平面図
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-012
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所 資格者氏名 岡本 治子 登録番号 一級建築士 356094号 所在地 神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420



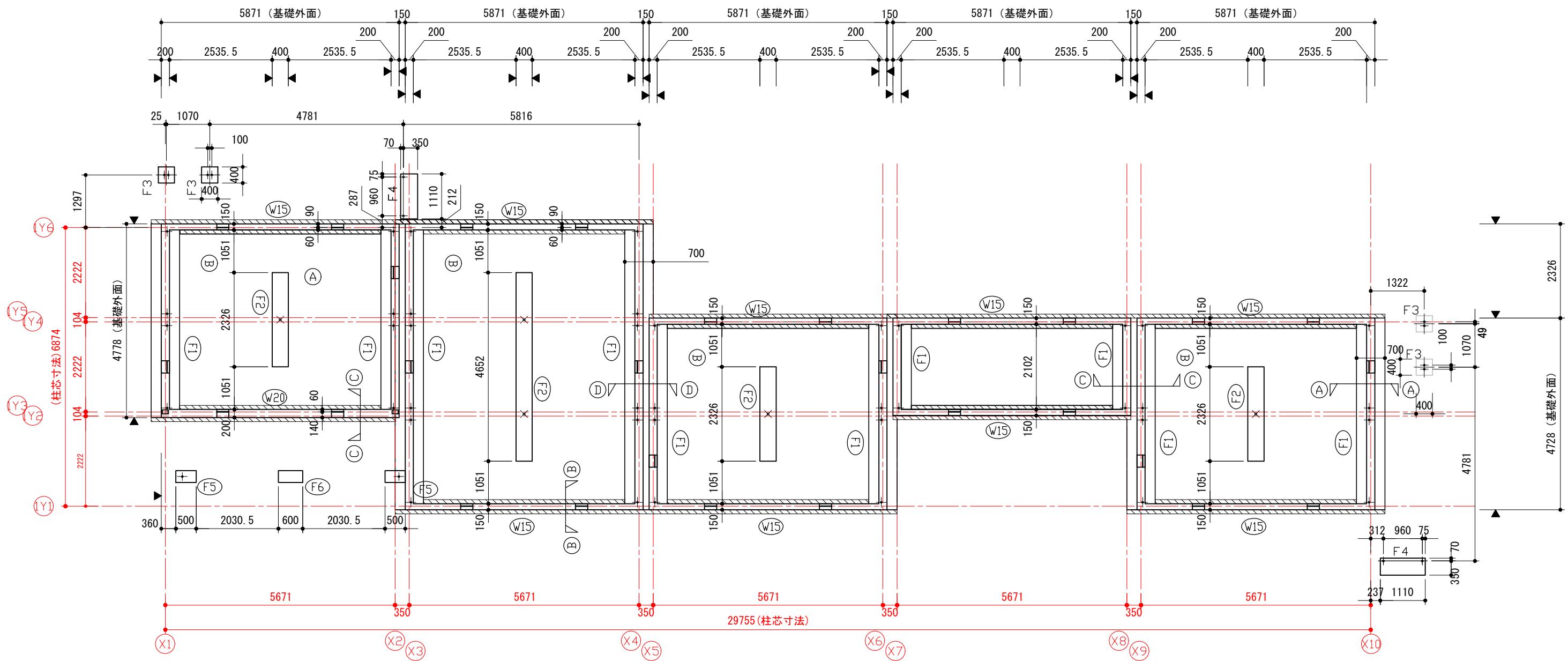
工事名称	令和4年度新宿御苑ワカツアベーチ代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	立面図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-013	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
					資格者氏名	岡本 治子
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420







工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	全体基礎伏図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-00	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本 治子	
			登録番号	一級建築士 356094号		
			所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420		



長期許容支持力  $q_a = 30 \text{ kN/m}^2$

使用材料

1) コンクリート

設計基準強度  $F_c = 18 \text{ N/mm}^2$

品質基準強度  $F_q = 18 \text{ N/mm}^2$

調合管理強度  $F_m = 18 + mS_n \text{ (N/mm}^2)$

\*調合管理強度は品質基準強度に構造体強度

補正値( $mS_n$ )を加えた値とする。

・普通セメントの構造体強度補正値( $mS_n$ )

平均気温  $8 \leq \theta \leq 0 < 8$

$mS_n = +3$

+6

\*暑中期間における $mS_n$ は+6とする。

2) 鉄筋 SD295A

レベル精度	2mm以内
アンカーピッチ精度	±2mm
対角精度	±3mm

\* 地盤に高低差がある場合現場監督者に確認のこと。

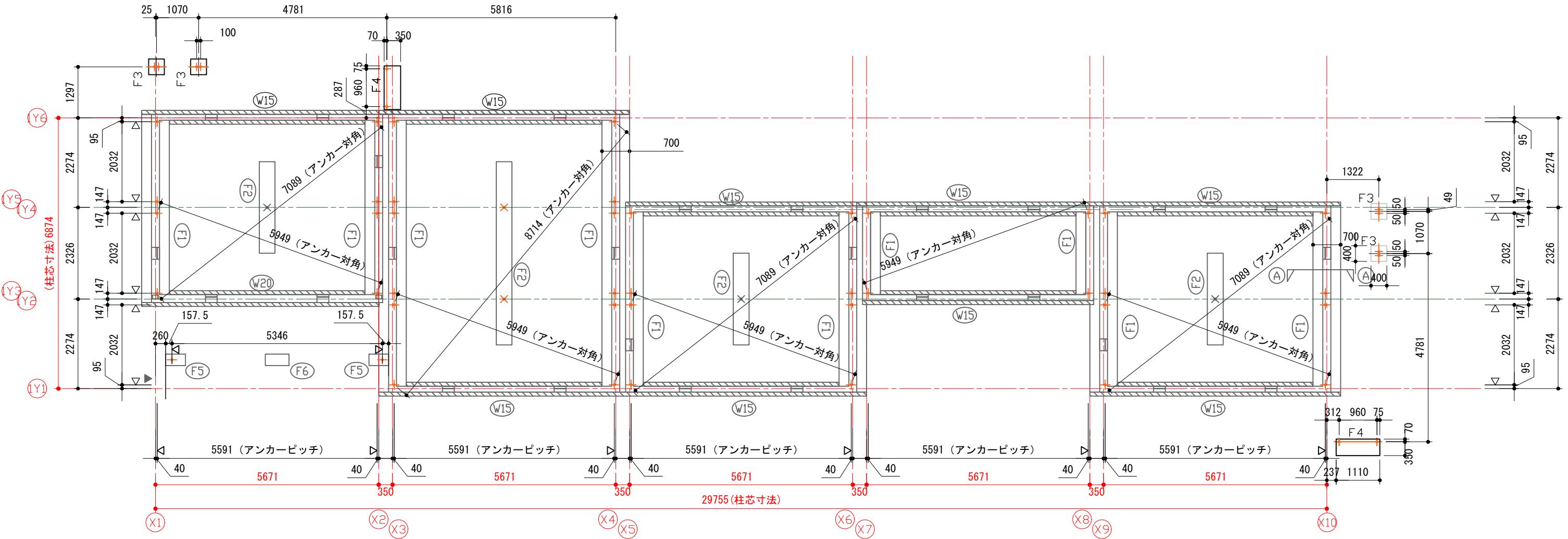
### 基礎伏図

(見下図)

特記なき限り下記による。

1. 基礎天端は設計GL+350とする。
2. 基礎下端は設計GL-250とする。
3. ↗はアンカーボルトを示す。
4. 特記なき ▽はアンカーボルト芯を示す。
5. 特記なき ▼は基礎上り外面を示す。

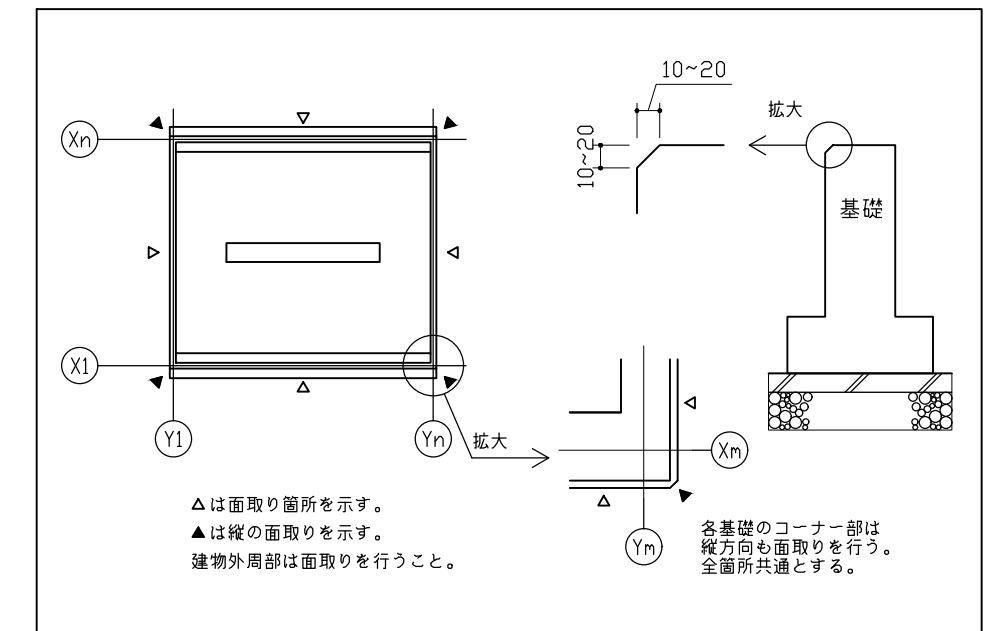
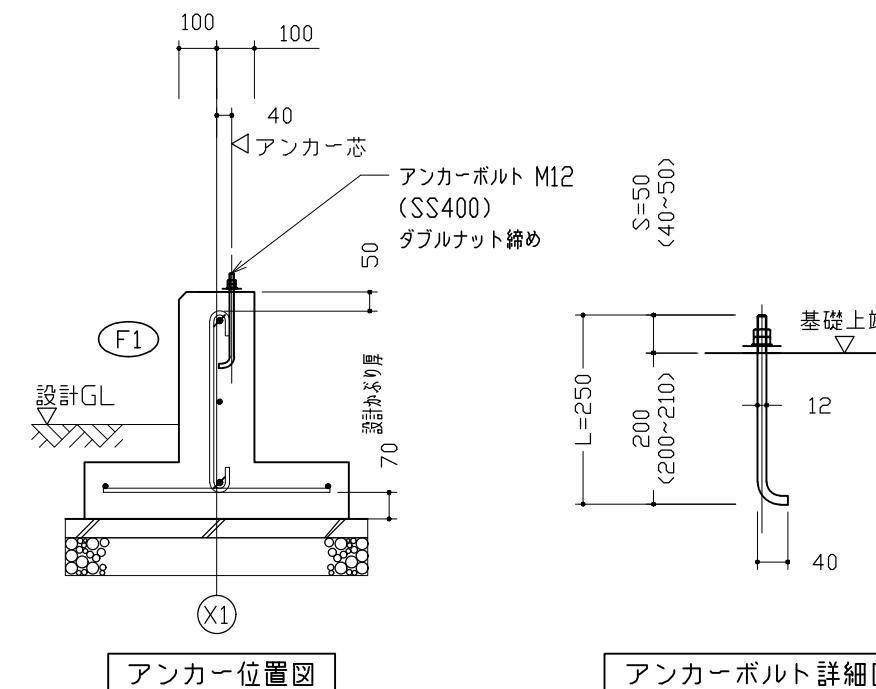
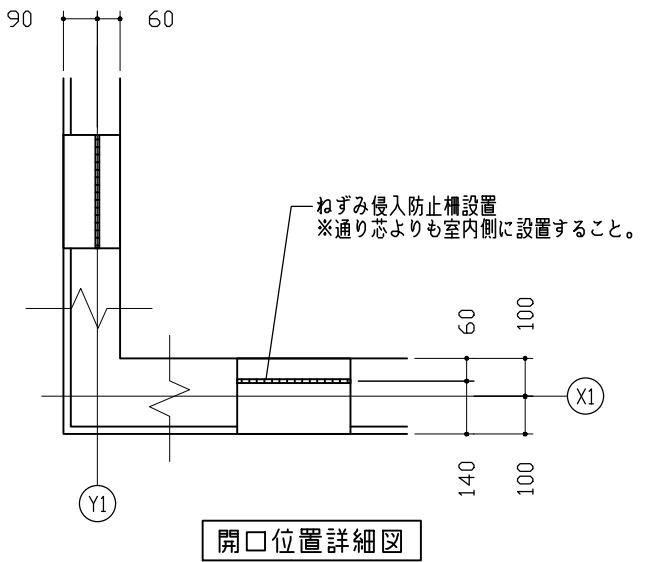
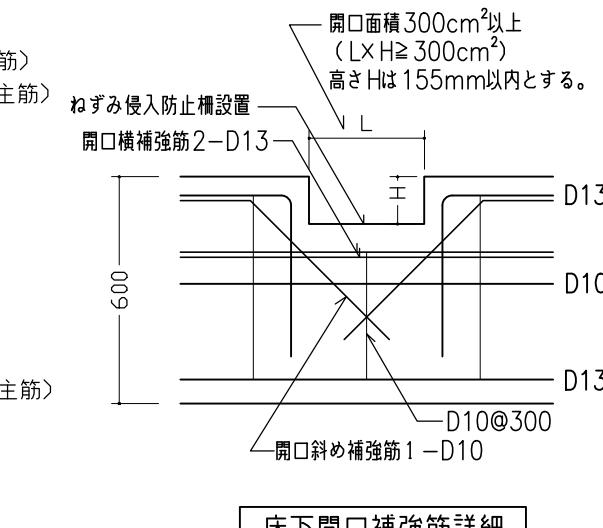
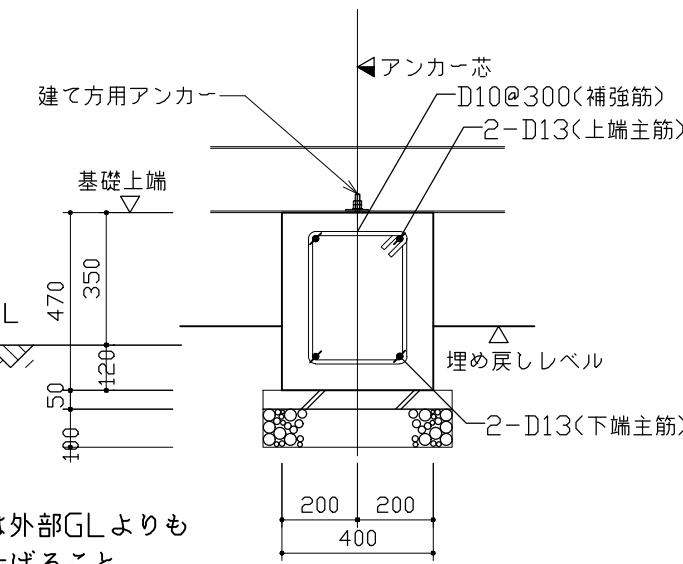
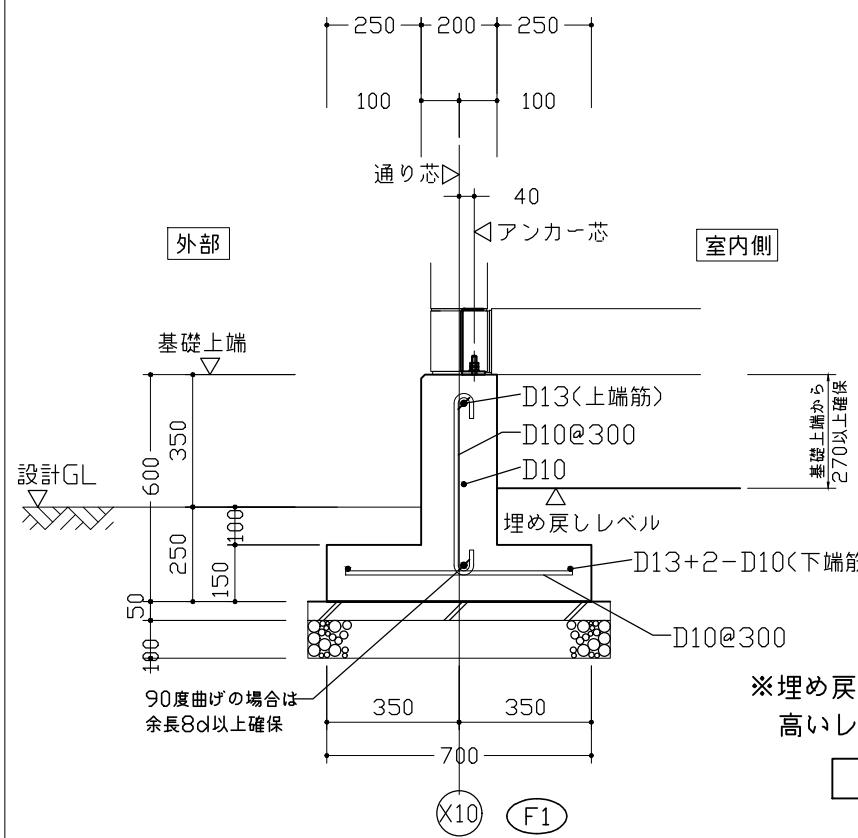
工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11			面図名称	基礎伏図
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:100
公園名称	新宿御苑			面図番号	S-01
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所 岡本 治子
				登録番号	一級建築士 356094号
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420



工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘルス代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	アンカーリング	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:100	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-02	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				岡本 治子	資格者氏名	
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

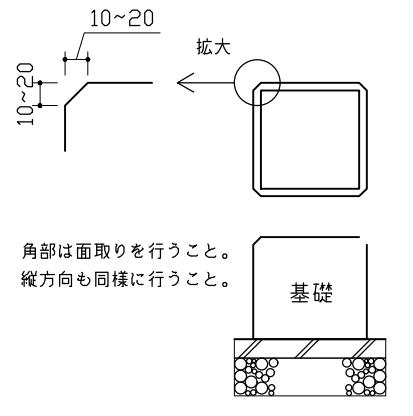
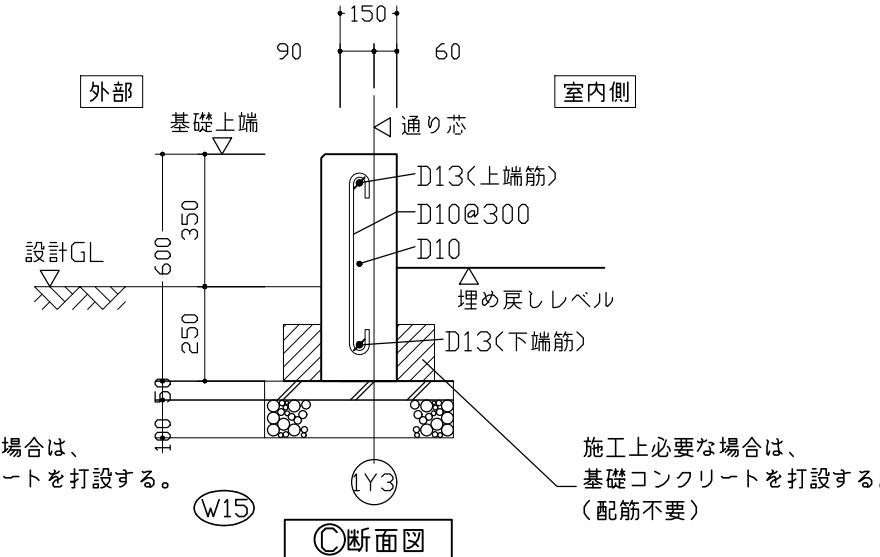
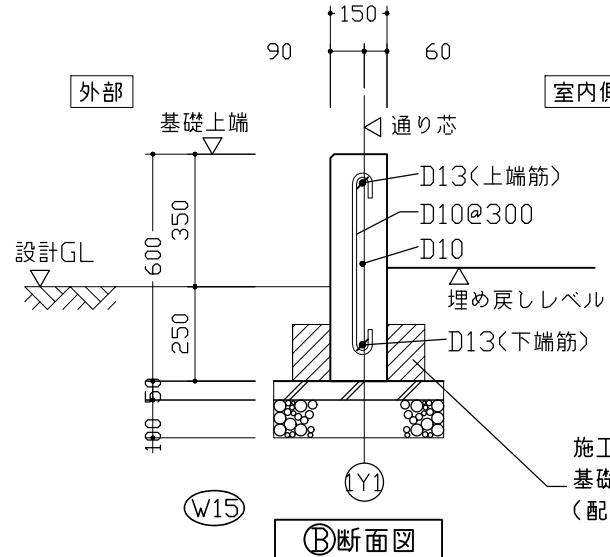
特記なき限り下記による。

1. ●は、鉄筋 D10 を示す。
2. ♦は、鉄筋 D13 を示す。
3. ▲は、鉄筋 D16 を示す。

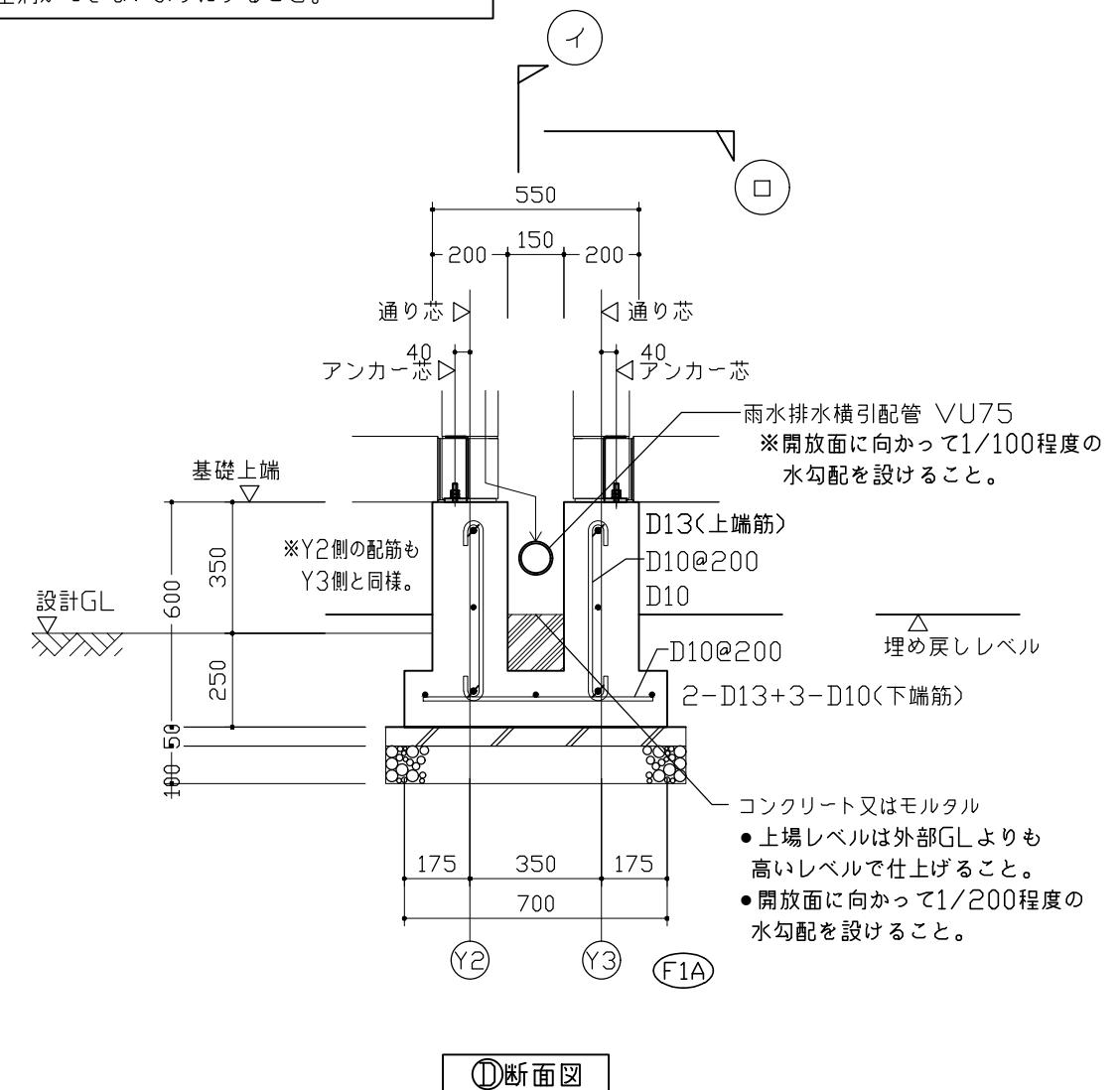
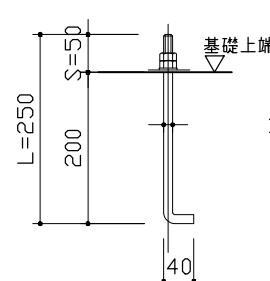
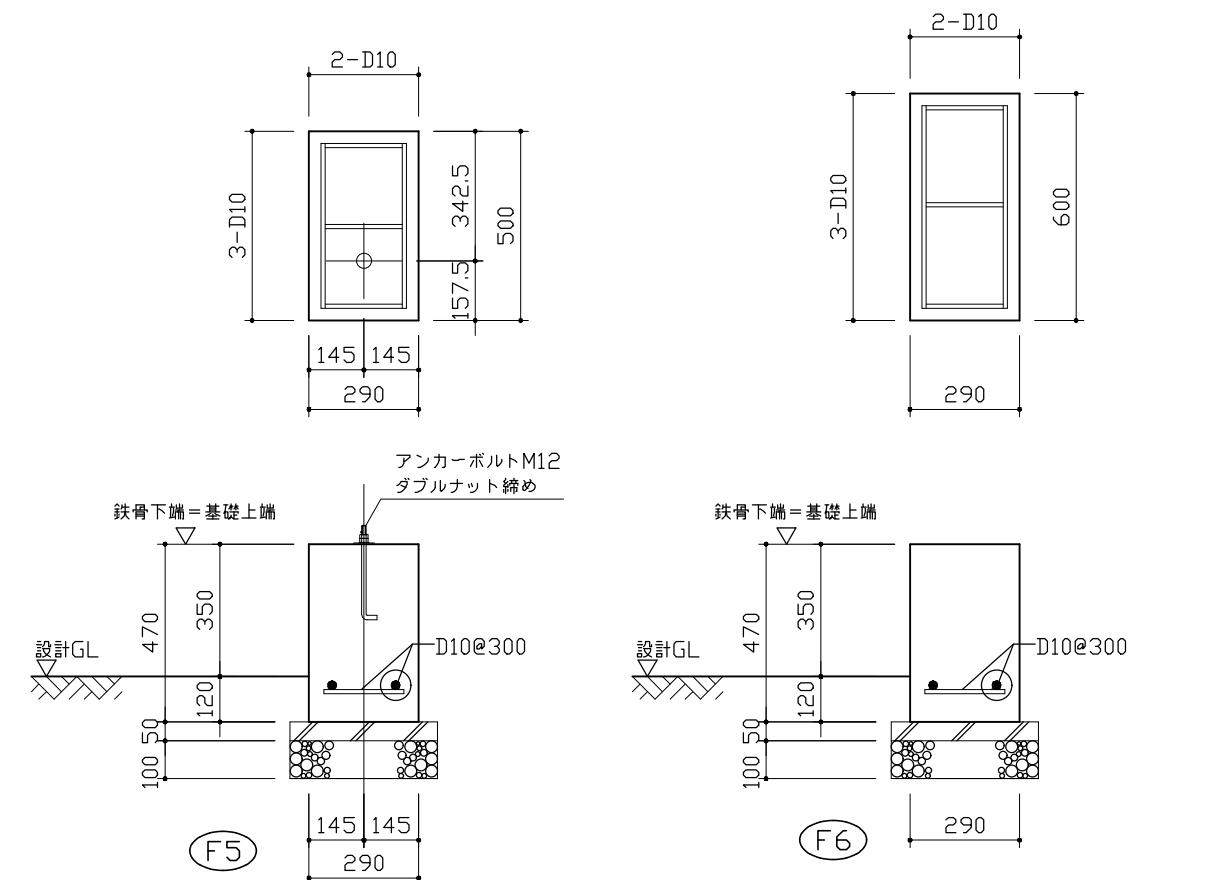


※本図は標準プランを想定した参考基礎図である。  
最終的な基礎図は地盤調査及び構造計算により決定する。  
基礎工事の際は申請図書の最終基礎図で施工を行うこと。

工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスペース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	基礎詳細図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:20	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-03	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本 治子	
				登録番号	一級建築士 356094号	
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420	



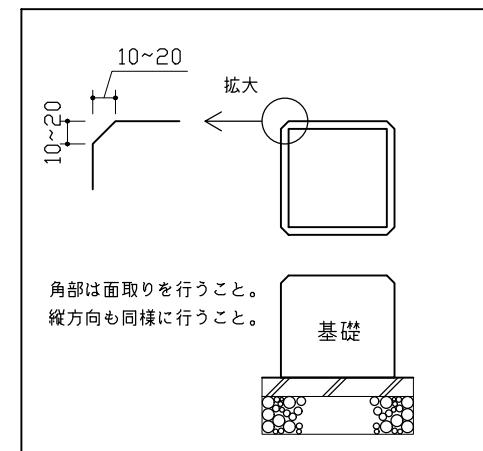
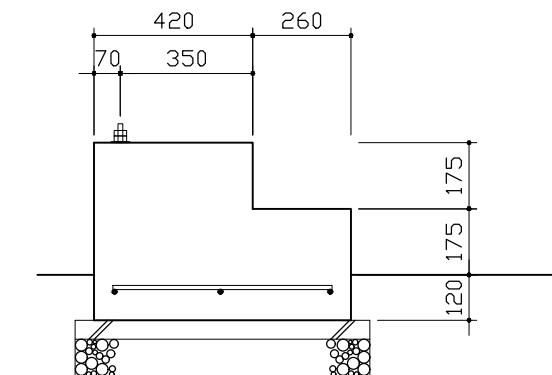
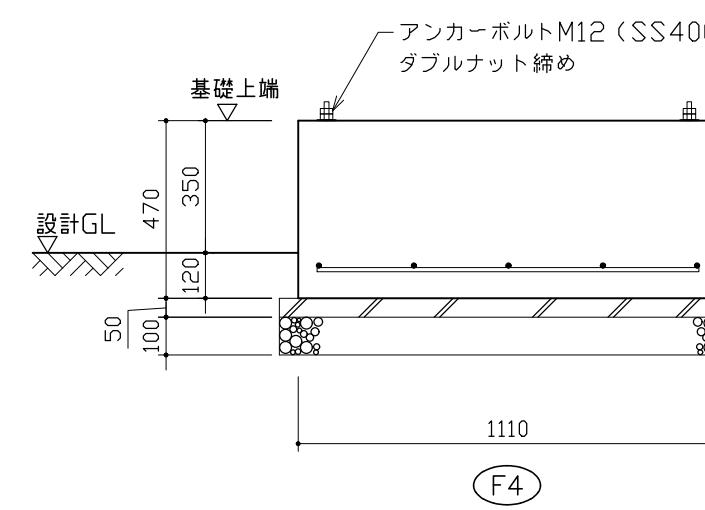
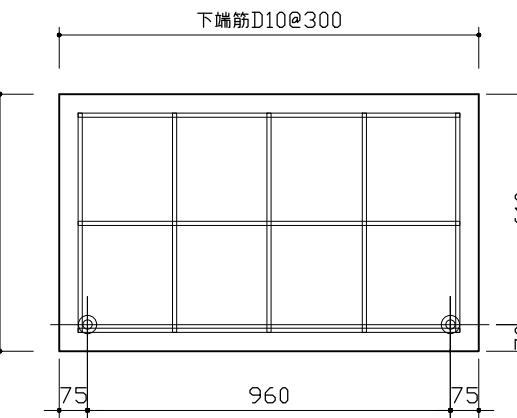
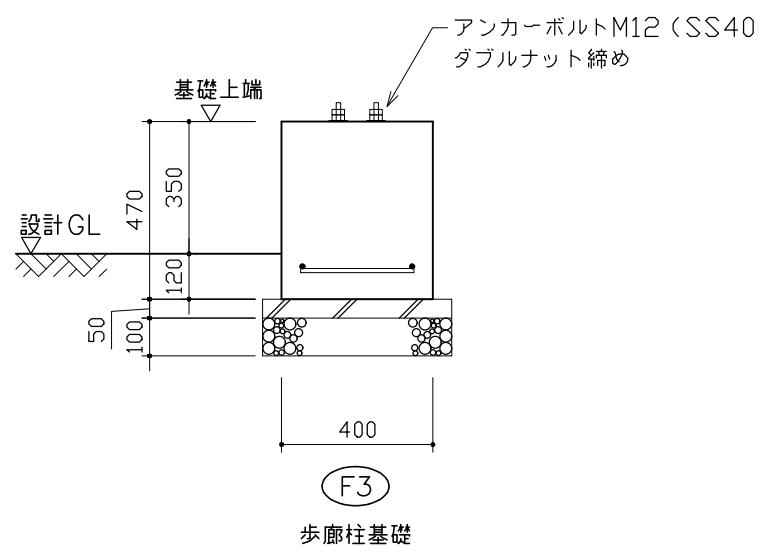
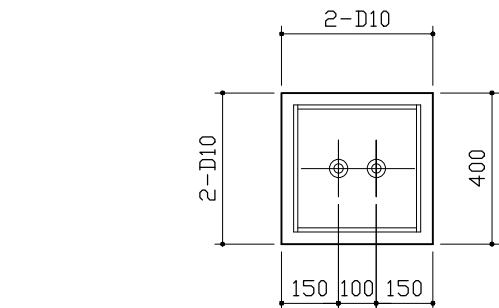
バイブレーターで配管周りのコンクリートに空洞ができるないようにすること。



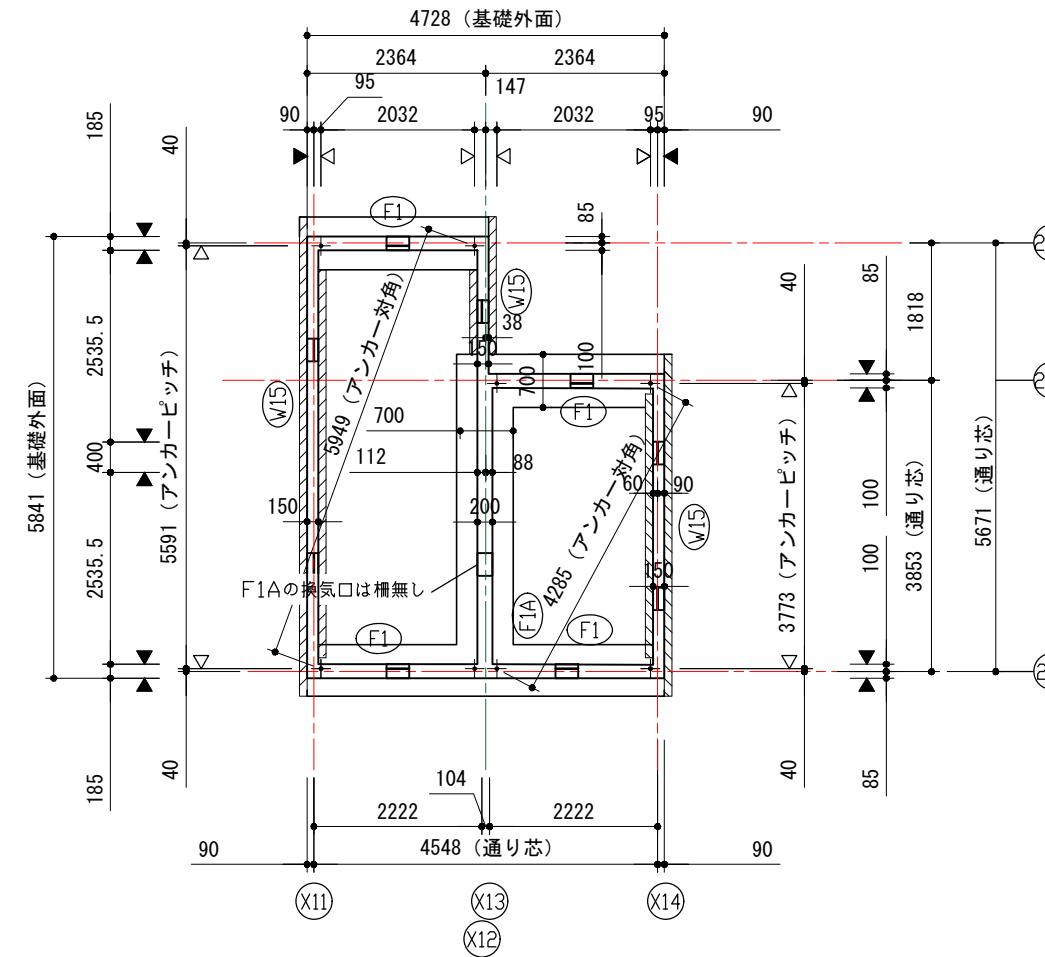
デッキ基礎リスト  
(S=1:20)

アンカーボルト詳細図  
S=1:10

工事名称	工事年度			令和5年度
工事場所	図面名称			デッキ基礎詳細図
発注機関	縮尺			S=1:20
公園名称	図面番号			S-04
検印	管理建築士	設計	製図	設計者 名稱 資格者氏名 岡本 治子 登録番号 一級建築士 356094号 所在地 神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420



工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘルス代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	階段基礎詳細図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:20	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-05	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本 治子	
				登録番号	一級建築士 356094号	
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420	



長期許容支持力  $q_a = 30 \text{ kN/m}^2$

使用材料

1) コンクリート

設計基準強度  $F_c = 18 \text{ N/mm}^2$

品質基準強度  $F_q = 18 \text{ N/mm}^2$

調合管理強度  $F_m = 18 + mS_n \text{ (N/mm}^2)$

\*調合管理強度は品質基準強度に構造体強度

補正值( $mS_n$ )を加えた値とする。

・普通セメントの構造体強度補正値( $mS_n$ )

平均気温  $8 \leq \theta < 8$

$mS_n = +3$

+6

\*暑中期間における $mS_n$ は+6とする。

2) 鉄筋 SD295A

レベル精度	2mm以内
アンカーピッチ精度	±2mm
対角精度	±3mm

\* 地盤に高低差がある場合現場監督者に確認のこと。

### 基礎伏図

(見下図)

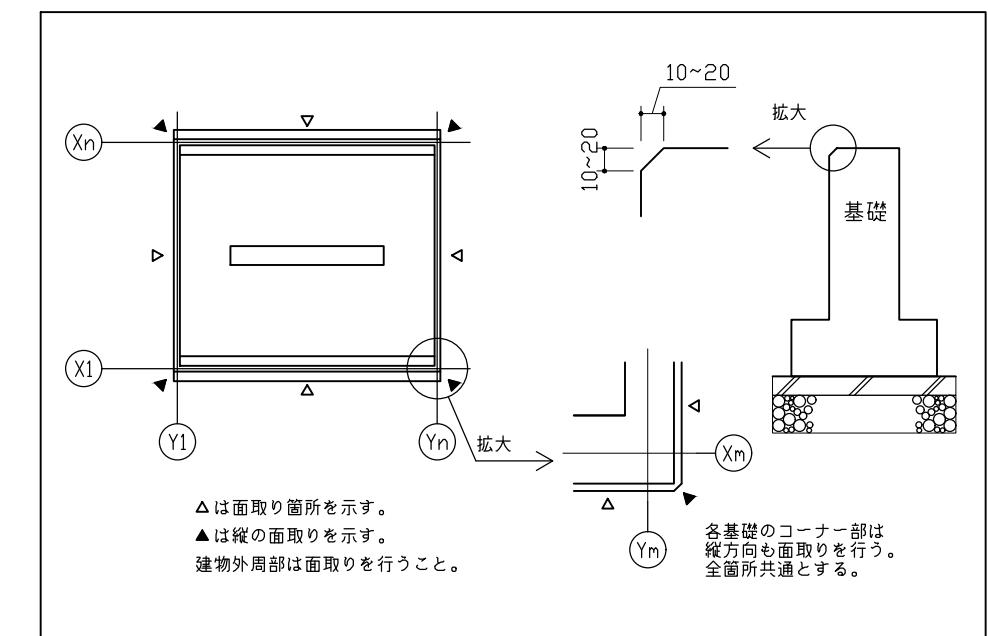
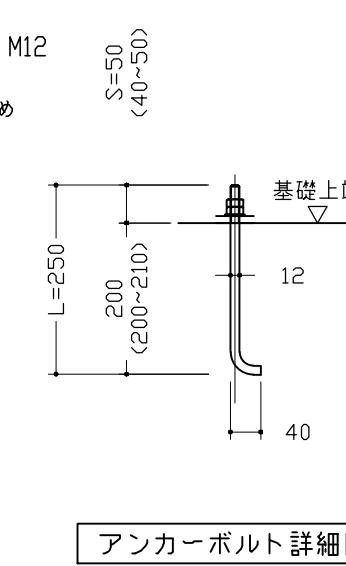
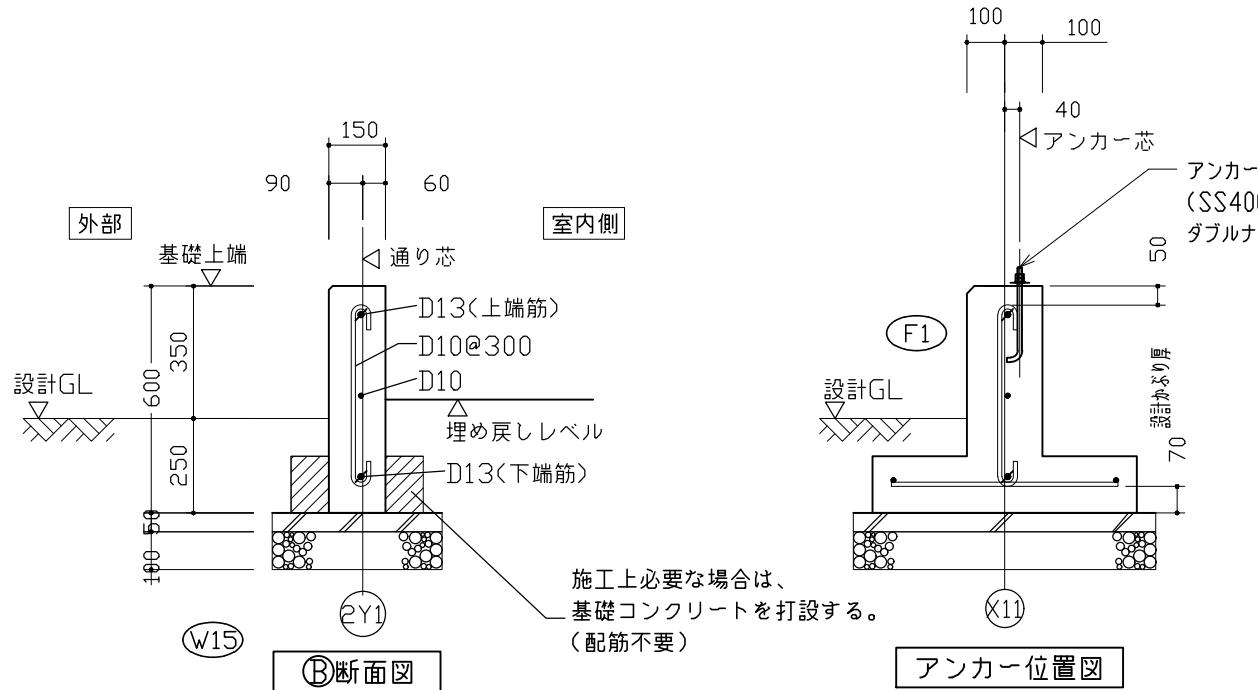
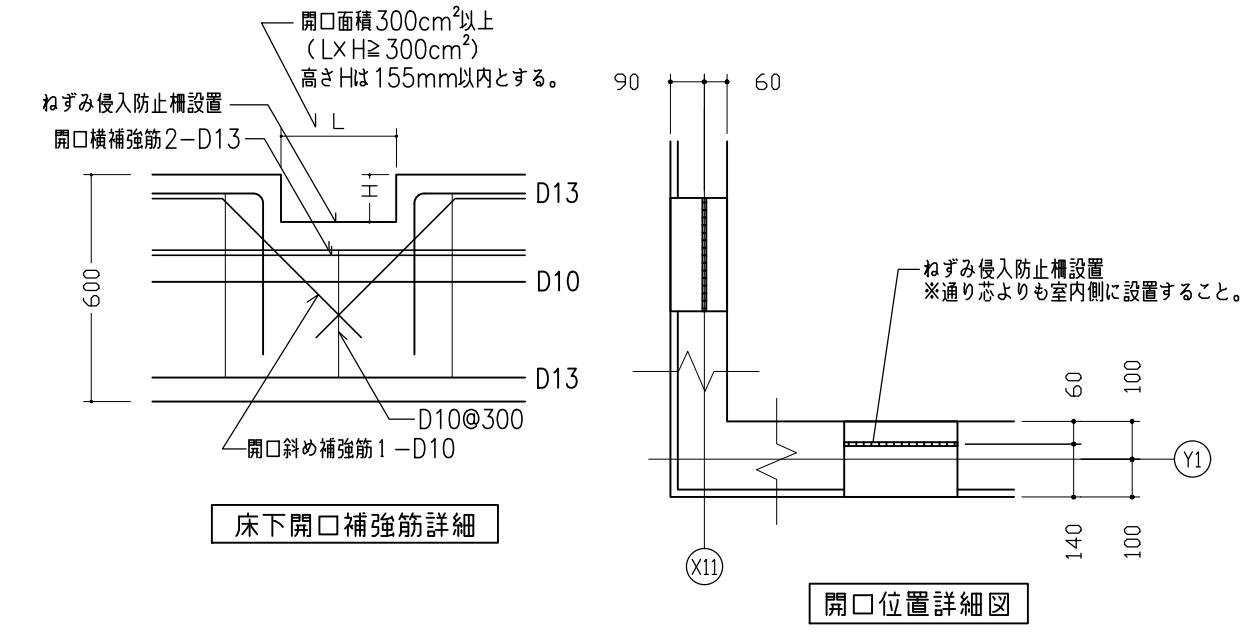
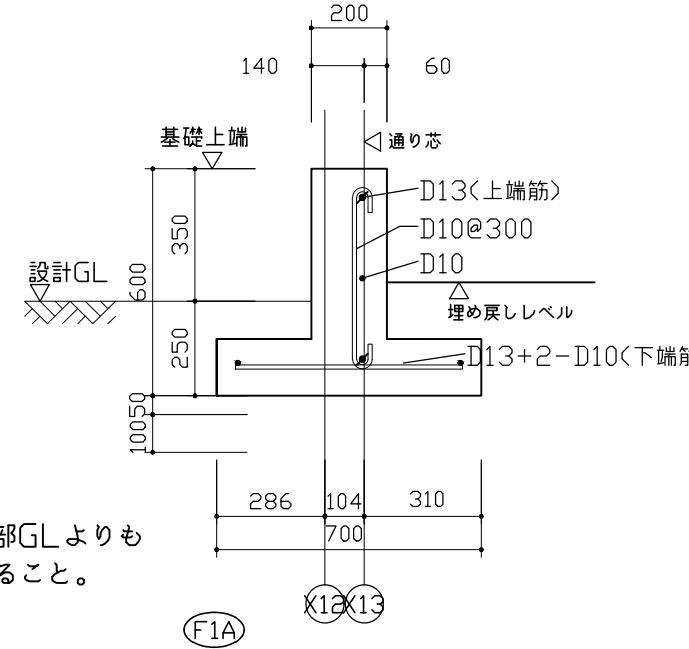
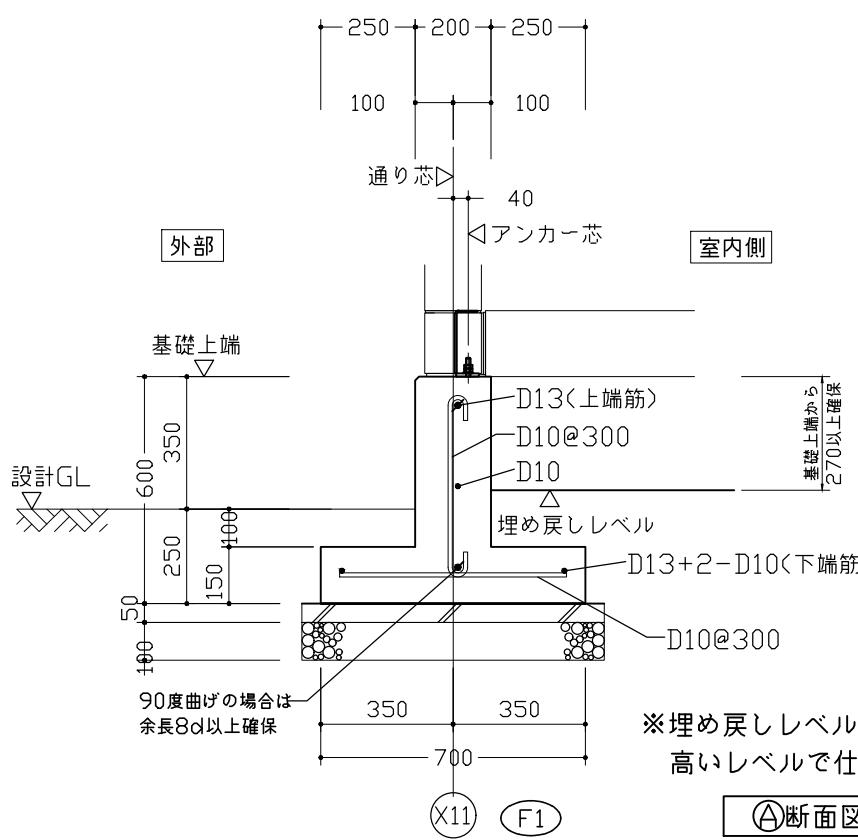
特記なき限り下記による。

1. 基礎天端は設計GL+350とする。
2. 基礎下端は設計GL-250とする。
3. ▲はアンカーボルトを示す。
4. 特記なき ▽ はアンカーボルト芯を示す。
5. 特記なき ▼ は基礎上り外表面を示す。

工事名称	工事年度			令和5年度	
工事場所	令和4年度新宿御苑ウキングスヘース代替施設新築工事			基礎伏図	
発注機関	東京都新宿区内藤町11			縮尺	
公園名称	環境省 新宿御苑管理事務所			S=1:100	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本 治子
				登録番号	一級建築士 356094号
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

特記なき限り下記による。

1. ●は、鉄筋 D10 を示す。
2. ▲は、鉄筋 D13 を示す。
3. ■は、鉄筋 D16 を示す。



※本図は標準プランを想定した参考基礎図である。  
最終的な基礎図は地盤調査及び構造計算により決定する。  
基礎工事の際は申請図書の最終基礎図で施工を行うこと。

工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	アンカーボルト詳細図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:20	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-07	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
					岡本 治子	
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

■ 衛生設備機器表 ※同等品とする

設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	給水	排水	数量	色
トイレ1/トイレ2	大便器	LIXIL	BC-110PTU / BW1	壁抜き	壁抜き	2	ピュアホワイト
	タンク	LIXIL	DT-5800BL / BW1			2	ピュアホワイト
	洗浄暖房便座	LIXIL	CW-KB21 / BW1			2	ピュアホワイト
	紙巻器	LIXIL	CF-AA22H / BW1			2	ピュアホワイト
SK	(SK)掃除流し	LIXIL	S-202A/BW1	壁抜き	壁抜き	1	ホワイト
手洗い	化粧台	LIXIL	FRN-603	壁抜き	壁抜き	1	ホワイト
	化粧鏡	LIXIL	KF-4060			1	ホワイト

■ エアコン機器表 ※同等品とする

設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	数量
会議室	8.0kwエアコン	富士通ゼネラル	AS-Z80E2W	1
ワークスペース	8.0kwエアコン	富士通ゼネラル	AS-Z80E2W	4
展示室	8.0kwエアコン	富士通ゼネラル	AS-Z80E2W	1

■ 機械設備機器表

設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	数量
会議室	20cm換気扇	パナソニック	FY-20EEP5	1
ワークスペース	20cm換気扇	パナソニック	FY-20EEP5	3
トイレ1	Φ100換気扇	パナソニック	FY-T08PDS9SD	1
トイレ2	Φ100換気扇	パナソニック	FY-T08PDS9SD	1

工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘルス代替施設新築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	設備機器表
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所	縮 尺	S=1:100
公園名称	新宿御苑	図面番号	M-01
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所 資格者氏名 岡本 治子 登録番号 一級建築士 356094号 所在地 神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

■ 衛生設備機器表 ※同等品とする

設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	給水	排水	数量	色
トイレ1/トイレ2	大便器	LIXIL	BC-110PTU / BW1	壁抜き	壁抜き	2	ピュアホワイト
	タンク	LIXIL	DT-5800BL / BW1			2	ピュアホワイト
	洗浄暖房便座	LIXIL	CW-KB21 / BW1			2	ピュアホワイト
	紙巻器	LIXIL	CF-AA22H / BW1			2	ピュアホワイト
SK	(SK)掃除流し	LIXIL	S-202A/BW1	壁抜き	壁抜き	1	ホワイト
手洗い	化粧台	LIXIL	FRN-603	壁抜き	壁抜き	1	ホワイト
	化粧鏡	LIXIL	KF-4060			1	ホワイト

■ エアコン機器表 ※同等品とする

設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	数量
会議室	8.0kwエアコン	富士通ゼネラル	AS-Z80E2W	1
ワークスペース	8.0kwエアコン	富士通ゼネラル	AS-Z80E2W	4
展示室	8.0kwエアコン	富士通ゼネラル	AS-Z80E2W	1

■ 機械設備機器表

設置場所	名称	メーカー	仕様・品番	数量
会議室	20cm換気扇	パナソニック	FY-20EEP5	1
ワークスペース	20cm換気扇	パナソニック	FY-20EEP5	3
トイレ1	Φ100換気扇	パナソニック	FY-T08PDS9SD	1
トイレ2	Φ100換気扇	パナソニック	FY-T08PDS9SD	1

工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘルス代替施設新築工事	工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11	図面名称	設備機器表
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所	縮 尺	S=1:100
公園名称	新宿御苑	図面番号	M-01
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所 資格者氏名 岡本 治子 登録番号 一級建築士 356094号 所在地 神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

■ 照明設備機器 ※同等品とする

	LEDベースライト(4000lm) 東芝ライテック:LEKT412403N-LS9  ● LED (昼白色) ● 尺寸: 幅120×1,250×高53 ● 本体: 鋼板 白 ● LEDバー: ポリカーボネート 乳白 ● 定格電圧: AC100V~242V ● 消費電力: 24.8W (AC200V時) ● 器具光束: 4,000 lm 固有エネルギー消費効率: 161.2 lm/W ● 寿命: 40,000時間 (光束維持率90%) ● 相関色温度: 5000K 平均演色評価数 (Ra) : 83 ● 非調光 ● 質量: 1.8kg ◆ LEDベースライトTENQOOシリーズ 直付形 幅120	34本		LEDシーリングライト(580lm) オーデリック:OL291138R  LED 7.3W 5000K(昼白色) 巾φ130 高40 高演色LED 調光器不可 非調光 ホワイト	4個
---	--	-----	---	---	----

工事名称	令和4年度新宿御苑ウキングスヘルス代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	照明機器表	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=NON	
公園名称	新宿御苑			図面番号	E-01	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
					資格者氏名	岡本 治子
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

# 木質工事標準仕様書(1)

## 1. 一般事項

### (1) 適用範囲

本仕様書は建築物および工作物の構造上主要な部分に木材を用いる工事に適用する。  
◎は適用項目を示すものとする。

### (2) 設計図書

設計図書とは本仕様書、設計図、指示書(現場説明書および質疑回答書を含む)をいう。

### (3) 標準仕様書

設計図書に記載なきものは「住宅金融公庫監修・木造住家工事共通仕様書」及び「国土交通大臣官房官庁常総部監修・木造建築工事共通仕様書」に準ずる。  
上記の仕様書に記載なき場合は、公共規格かこれに準ずる規格を適用する。

### (4) 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は下記による。

1. 指示書(現場説明書及び質疑回答書)
2. 設計図
3. 本仕様書
4. 標準仕様書

### (5) 疑義

疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議すること。

### (6) 製作要領書及び施工計画書の作成・提出

工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承認を受ける。

### (7) 施工図及びプレカット図の提出

工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承認を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。

### (8) 製作工場の選定・承諾

設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場及び木工技能者を選定し、監理者の承認を受ける。

### (9) 各種試験・検査報告書の提出

施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。

## 2. 材料の品質

### 2.1 木質材料

#### (1) 針葉樹の構造用材、広葉樹の製材、枠組壁工法構造用材

本項の内容は特記無き限り、針葉樹の構造用材及び広葉樹の製材及び枠組壁工法構造用材等の日本農林規格に準ずること。

部位	品名	樹種	区分、等級	含水率	その他
梁	構造用材	ペイマツ	無等級	D20	
	構造用集成材	ペイマツ	E135-F375	D20	
柱	構造用材	ホンバウド	無等級	D20	
小屋組(母屋材)	構造用材	ペイマツ	無等級	D20	
小屋束	構造用材	ペイマツ	無等級	D20	
垂木	構造用材	ペイマツ	無等級	D20	

◎記入無き梁母屋、タル木等の曲げ材のうち、見えがかり材は目視等級材の甲種2級、見えない部分の木材は甲種3級とする。その他は乙種2級とする。

◎主要構造部には機械等級区分材質を用いることを原則とする。

◎乾燥の際削りをうなぎの皮を剥ぐ。但し見えがかり部・相欠き部材・構造用合板の釘接合面には行わない。

◎含水率は平均含水率として下地材等に用いる場合でも含水率D25以下であることを確認する。

◎強度等級を指定した材料は特に、材料の欠点の節、目切れ等に注意して材料を選定し、仕口や接合部に欠点が当たらないように加工する。

◎材の曲がりについては、上記にかかるわざ目視等級1級相当とする。

#### (2) 構造用集成材、構造用単板積層材(LVL)

本項の内容は特記無きかぎり構造集成材及び構造用単板積層材の日本農林規格に準ずること。

部位	品名	樹種	曲げヤング係数区分	材面 水平せん断性能区分	材 面 品 質	接 着 性 能	放 散 量	環境 I	F☆☆☆☆
梁	構造用集成材	ペイマツ							
	E135-F375								

#### (3) 構造用合板、構造用パネル

本項の内容は特記無きかぎり構造用合板及び構造用パネルの日本農林規格に準ずること。

部位	品名	強度等級	曲げ性能基準	板面	接着力	寸法(mm)	ホルムアルデヒド
	構造用合板	2級	—	C-D	特類	9.0mm	F☆☆☆☆
耐力壁	構造用合板	2級	—	C-D	1類	12.24mm	F☆☆☆☆
床版	構造用合板	2級	—	C-D	1類	24.0mm	F☆☆☆☆
屋根	構造用合板	2級	—	C-D	1類	24.0mm	F☆☆☆☆
構造図による							

・構造用合板はできるだけ大きい寸法のものを用いる。

## 2.2 ファスナー

ここに示すファスナーや接合金物などは、木質構造の接合部に適用する。ファスナーや接合金物等に錆を生じるおそれのある場合は適切な防錆処理を施す。鋼材の表面処理は特記による。

### (1) くぎ、木ねじ、特殊ねじ

種類	材質	適用径	使用箇所
■ N釘	・鉄	N19~N150	
■ CN釘	・スチール鋼	CN25~CN150	耐力壁、床板、屋根
■ BN釘	・鉄	BN25~BN125	
■ ZN釘		ZN45~90	
■ GN釘		GNF25~GNF125	
■ SN釘		3.05 mm	石膏ボード用 シージングインシュレーリング ファイバーボード
□ 木ねじ	・軟鋼線材 ・ステンレス鋼 ・真鍮		
□ 特殊ねじ			
□ コースレッド			

### (2) ポルト、ナット

種類	材質	適用径	表面処理、部品等級など
■ 呼び径六角ボルト	・SS400	M3~M36	・電気メッキ
□ 有効径六角ボルト	・SS400	M3~M20	
■ 全ねじ六角ボルト	・SS400	M3~M36	
□ ステンレスボルト	・SUS304	M12~M24	・溶融亜鉛メッキ
□ アンカーボルト	・SS400	M12~M24	・溶融亜鉛メッキ

・材質は鋼、ステンレス鋼、非金属。径と長さの組み合わせは「JIS B 1180」参照。

### (3) 座金

適用	材質	適用径	形状・表面処理、その他
■ 座金	・SPCC (JIS G 3131)	M8~M24	・角座金・丸座金
□ ■ SPHC (JIS G 3141)			・電気メッキ

・座金は用途ごとに(引張、せん断)に下表により使い分ける。

ボルト径に対する座金の大きさ	8	10	12	16	20	24
引張を受けるボルト	厚さ 原さ	4.5	4.5	6	9	9
角座金の一辺	40	50	60	80	105	125
丸座金の直径	45	60	70	90	120	140
せん断を受けるボルト	厚さ	3.2	3.2	3.2	4.5	6
角座金の一辺	25	30	35	50	60	70
丸座金の直径	30	35	40	60	70	80

### (4) ドリフトピン、コーチスクリューボルト、ジベル、シアプレート、木栓

種類	材質	適用径・長さ	表面処理、その他
■ ドリフトピン(寸胴)	・SS400, SWRW8~12	φ9~φ19	・電気メッキ
■ ドリフトピン(全ねじ)	・SS400, SWRW8~12	φ16~φ24	・電気メッキ
■ コーチスクリューボルト (ラグスクリュー)	・SWRCH10R (JIS G 3507)	φ9~φ19	・電気メッキ
■ スプリットリング	・SS400	φ64, φ102	
■ シアプレート	・		・電気メッキ
■ 木栓	・堅木	M12~M24	

・木栓はナラ・ケヤキ・カシ等で気乾比重0.6以上の広葉樹とし、節や目切れ等の欠点の無いものとする。

### (5) 接合金物、鋼材

種別	材質	表面処理	適用、形状、その他



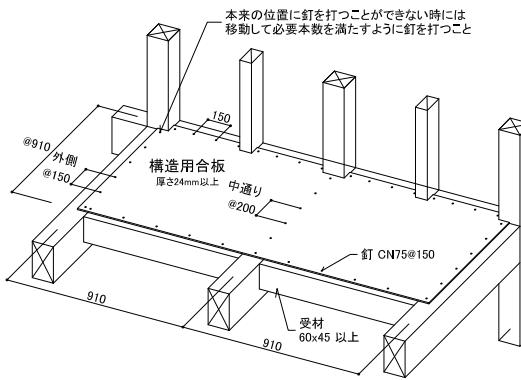
<tbl\_r cells="4" ix="3"



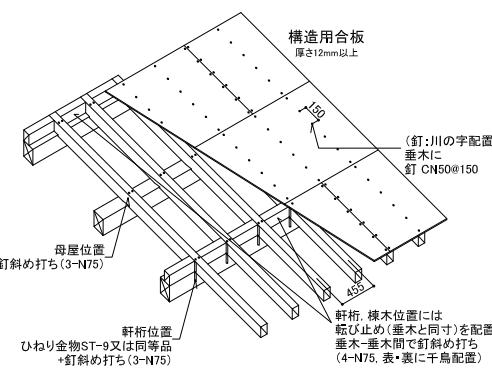
# 木質工事標準仕様書(3)

## (13) ポルトの最小間隔及び最小端あき距離

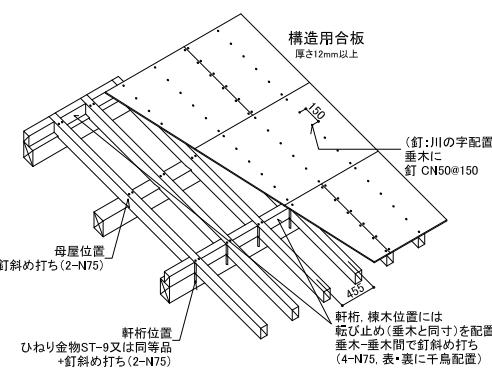
1. 2階床水平構面 構造用合板24mm仕様



2. 屋根水平構面 屋根仕様



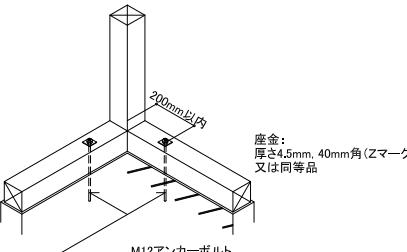
3. 屋根水平構面 ポーチ屋根仕様



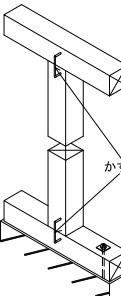
## (14) 柱頭・柱脚

### 1. 土台用アンカーボルト

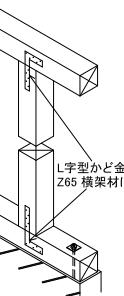
- ・M12アンカーボルトは@2000以内に配置、基礎への埋込長さは250mm以上とする。
- ・耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ200mm以内の位置に配置すること。(但し、ホールダウン用アンカーボルトを取り付けた場合は上記の配置を省略可とする。)



### 2. (い) かすがい



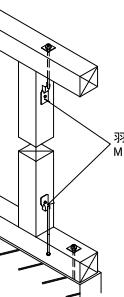
### 3. (ろ) L字型かど金物



### 4. (は) 山型プレート

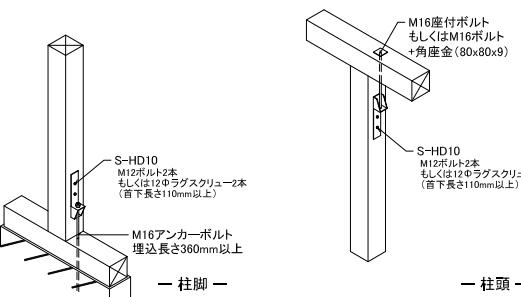


### 5. (に) 羽子板ボルト

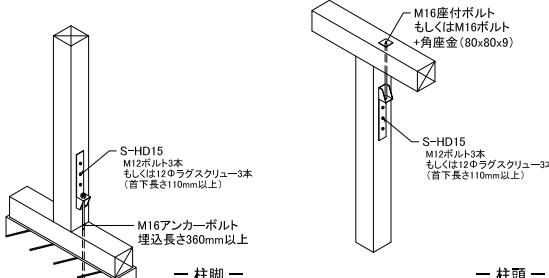


※(ほ) 羽子板ボルト+スクリュー釘の場合は  
長さ50mm、径4.5mmのスクリュー釘は  
1本追加すること

### 6. (へ) 10kNホールダウン・引寄金物

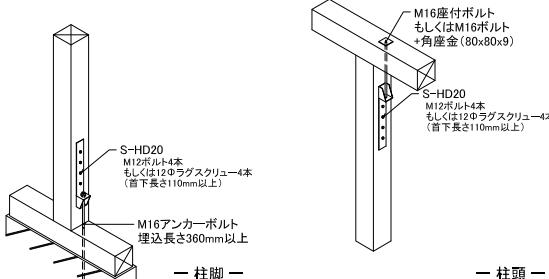


## 7. (ど) 15kNホールダウン・引寄金物



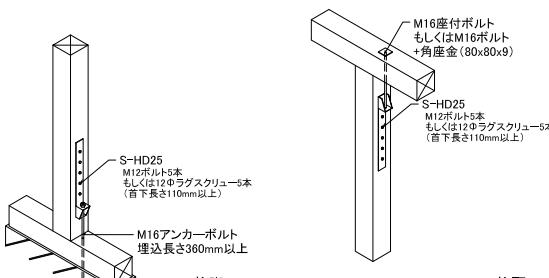
— 柱頭 —

## 8. (ち) 20kNホールダウン・引寄金物



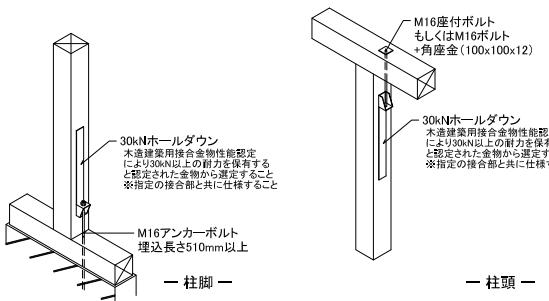
— 柱頭 —

## 9. (り) 25kNホールダウン・引寄金物



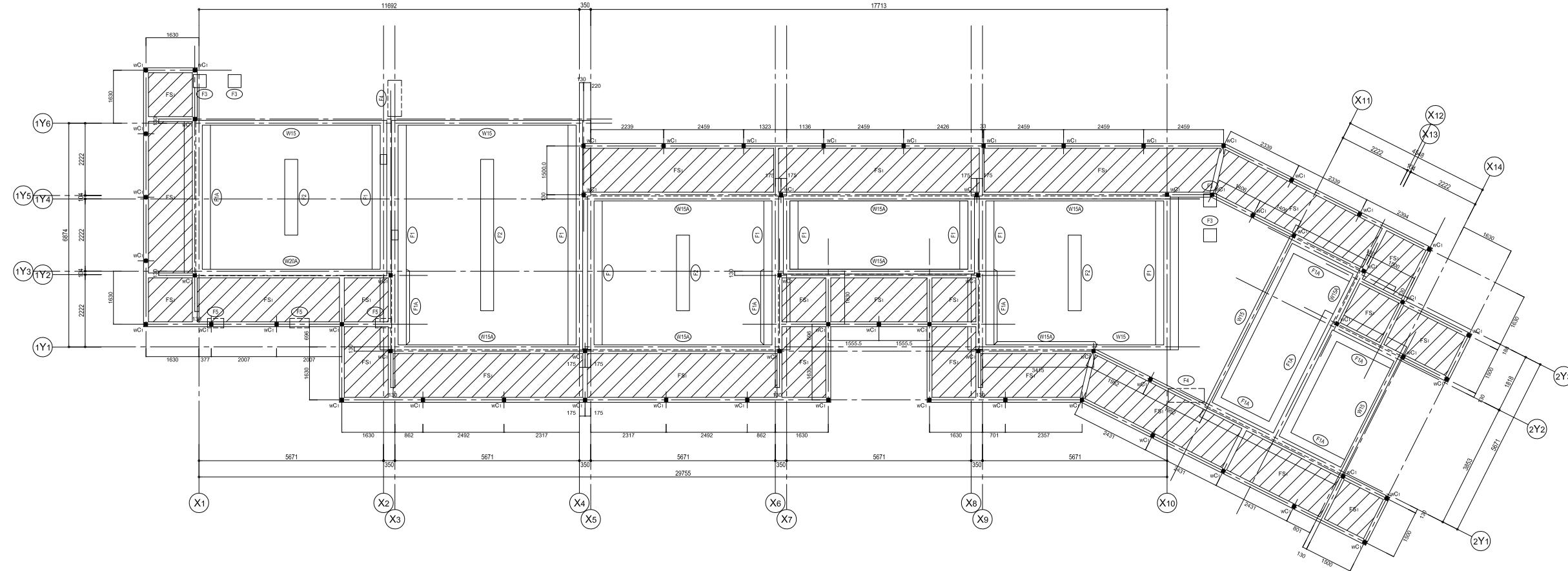
— 柱頭 —

## 10. (ぬ) 30kNホールダウン・引寄金物



— 柱頭 —

工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	木質工事標準仕様書(3)	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:-	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-103	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本治子	
				登録番号	一級建築士 356094号	
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420	



木庇部 基礎 伏図

※特記なきは下記とす

1. 本体基礎は、本体基礎による。
  2. :スラブ FSI と、スラブ天端レベル 設計GL+80(意匠による)
  3. 基礎梁 FG1 とする。
  4. W15A、W20A、F1A は庇部材配置により、補強を行った部材を示す。
  5. 長期許容地耐力  $R_{al} = 30 \text{ kN/m}^2$
  6.  $wC1$  :木柱 105×105(7の倍数)、柱頭柱脚は、告示記号は(  $T_{al}=8.5 \text{ kN}$  )以上の耐力を要する接合とする。

工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	木庇部 基礎伏図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-104	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建築設計事務所一級建築士事務所
					資格者氏名	岡本 治子
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

### 基礎梁 断面リスト

※増し打ち部補強筋 D10@400  
※巾止め筋 D10@1000以下

記号	F1A	W20A	W15A	FG1	
位置	全断面	全断面	全断面	片側スラブ付き	両側スラブ付き
断面					
B × D	305 × 600	305 × 600	255 × 600	250 × 330	250 × 330
主筋上端	4-D13	4-D13	4-D13	2-D13	2-D13
主筋下端	4-D13	4-D13	4-D13	2-D13	2-D13
スターラップ	2-D13@200	2-D13@200	2-D13@200	2-D13@200	2-D13@200
腹筋	2-D10	2-D10	2-D10	-	-

### 底盤 断面リスト

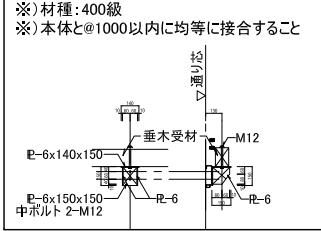
FS1
スラブ厚 ts = 150mm
上端筋: 短辺方向 D10D13@200
下端筋: 長辺方向 D10@200

### 木部 部材リスト

※)材種は、下記に示す材料以上の強度を要する材料への変更可能  
(注: 強度とは、曲げ・せん断・引張・圧縮・めり込み・ヤング係数の全てを指す)

部位	符号	断面 Dx × Dy	材 料	備 考
柱	wC1	105 × 105	構造用製材 : ひのき	無等級材
梁	wG15	105 × 150	構造用製材 : ひのき	無等級材
		45 × 105	構造用製材 : ひのき	無等級材
土台	D1	105 × 105	構造用製材 : ひのき	無等級材

### 本体-垂木受け 接合金物

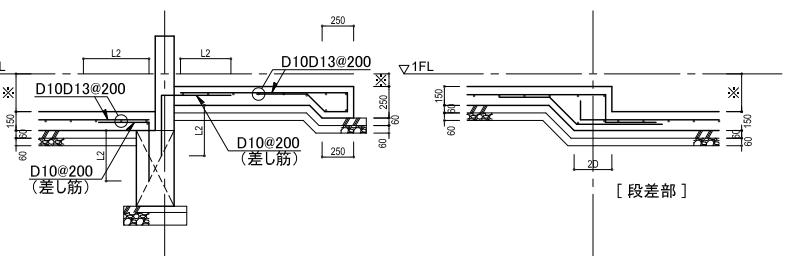


### 各部配筋図

#### 土間コンクリート配筋要領

特記なき限り、下記とする。

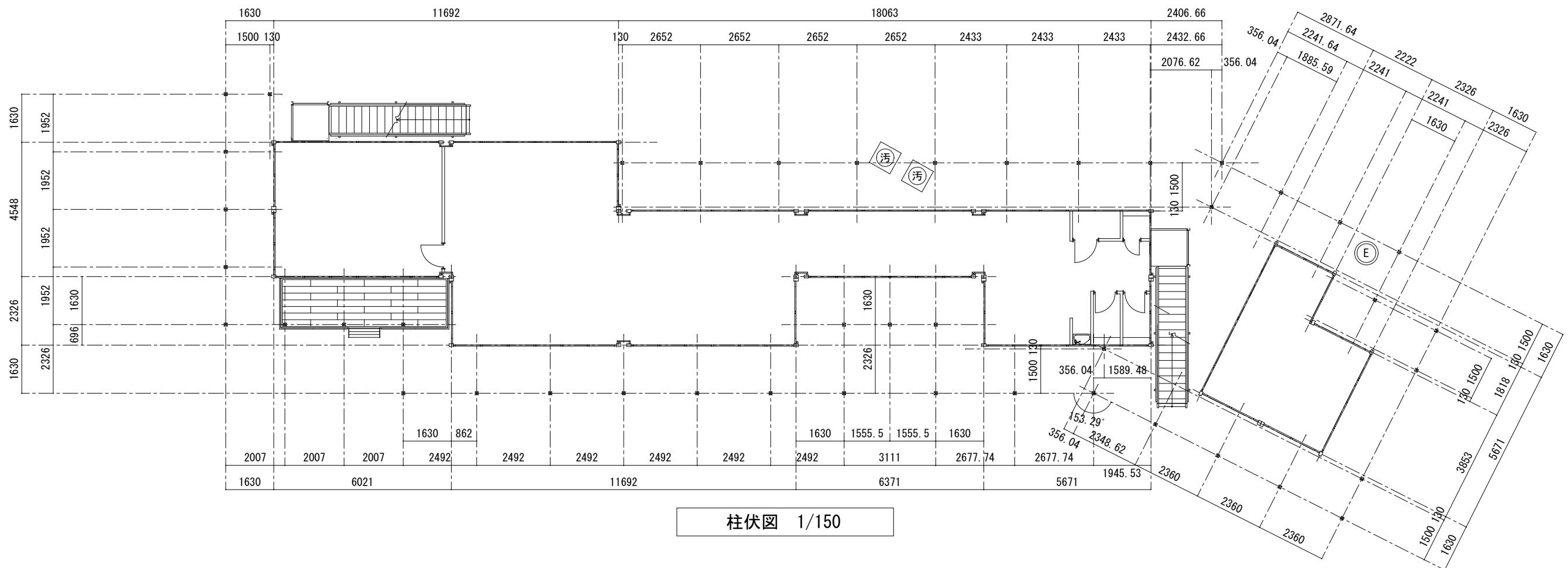
- 詳細寸法は意匠図による。
- 地業より、下部層の地盤が埋戻しとなる場合は 300mmごとに緩み・ばらつき等が無いように十分締め固めること。
- 土間コンの地業は、捨コンt=60mm、碎石 t=60mm とする。



### 注記

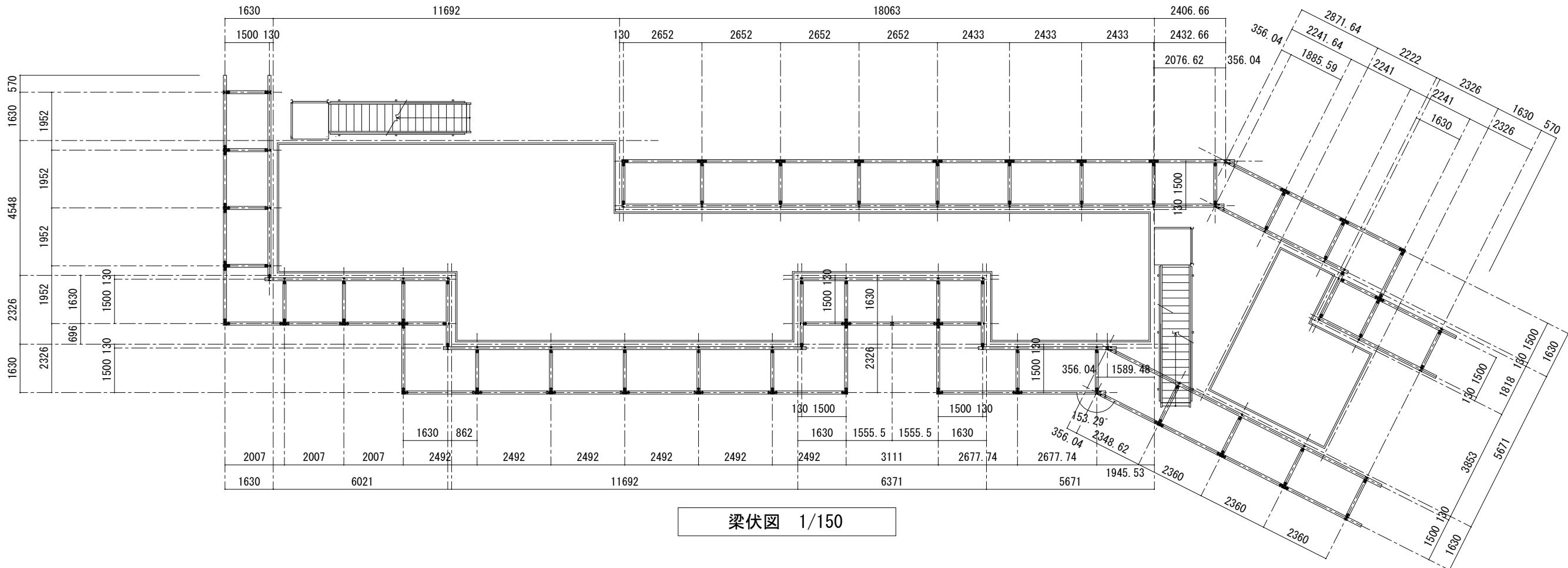
- コンクリート設計基準強度  $F_c=21$
- 底盤スラブの定着長さは、40d以上とする。
- 主筋の重ね縫手長さは、40d以上とする。
- 長期設計用地耐力 30 kN/m<sup>2</sup>以上を確保。
- 捨てコンt60、碎石t60(但し、意匠図を優先する)
- 木柱のほぞ寸法は、30×75 以下とする。
- 主要架構の断面欠損は、0.3以下とする。

工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	木底部 部材リスト
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮 尺	S=1:60
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-106
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称 宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本 治子
				登録番号	一級建築士 356094号
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

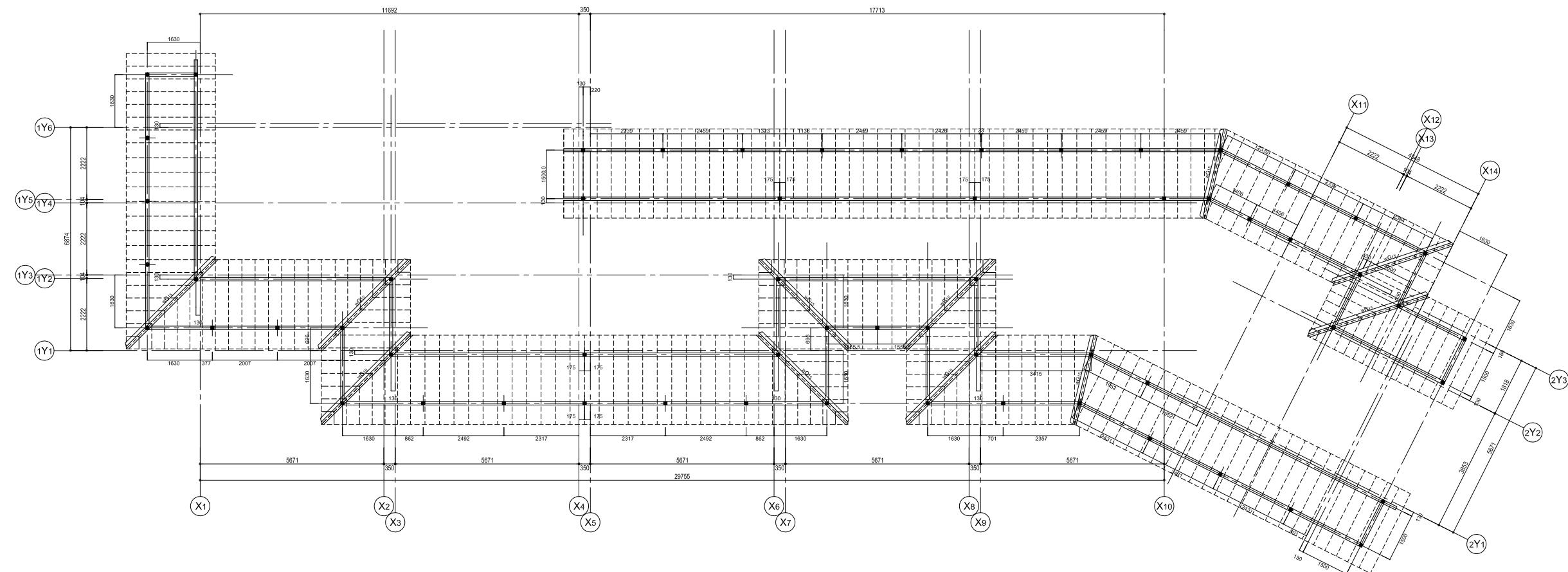


柱伏図 1/150

工事名称	令和4年度新宿御苑J-ランゲンハイ-3代替施設新築工事			工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	柱伏図
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-O-O
捺印	管理建築士	設計	製図	設計者	宇建築設計事務所一級建築士事務所
				資格者氏名	岡本 治子
				登録番号	一級建築士 356094号
				所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420



工事名称	令和4年度新宿御苑「カーブス」代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	梁伏図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-OO	
捺印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称	宇建設設計事務所一級建築士事務所
					資格者氏名	岡本 治子
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420

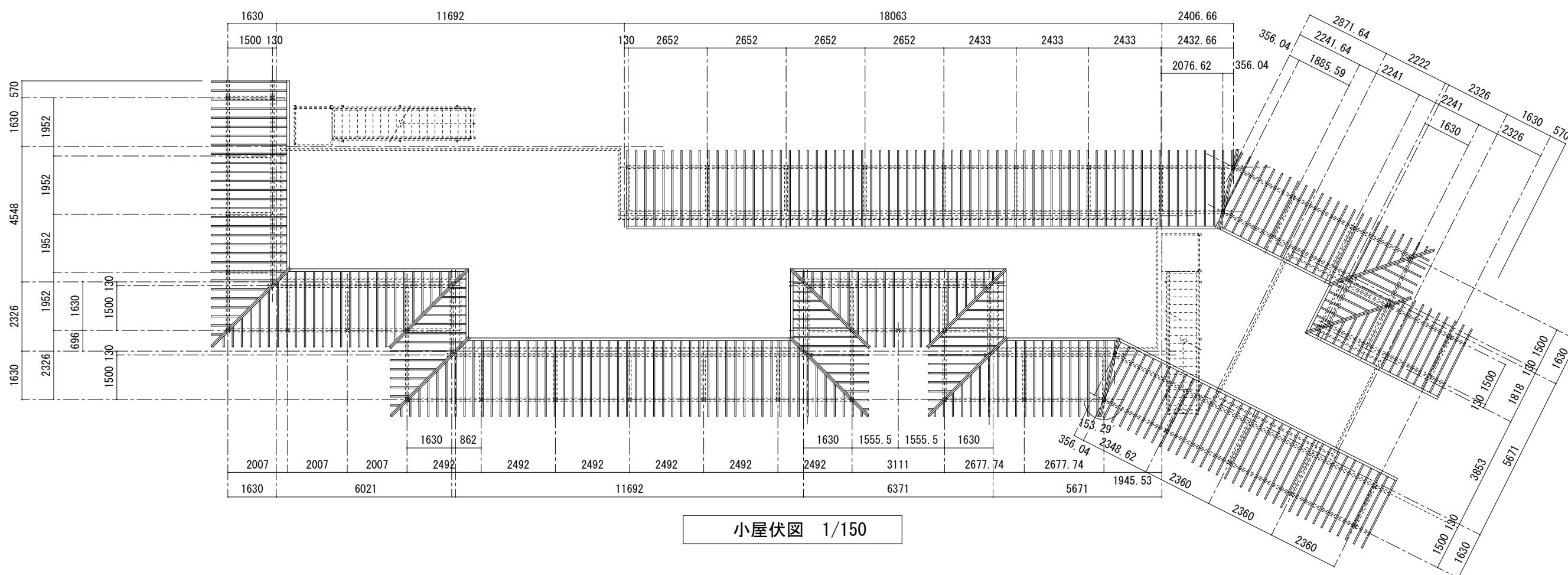


木庇部 屋根 伏図

※特記なきは下記とする。

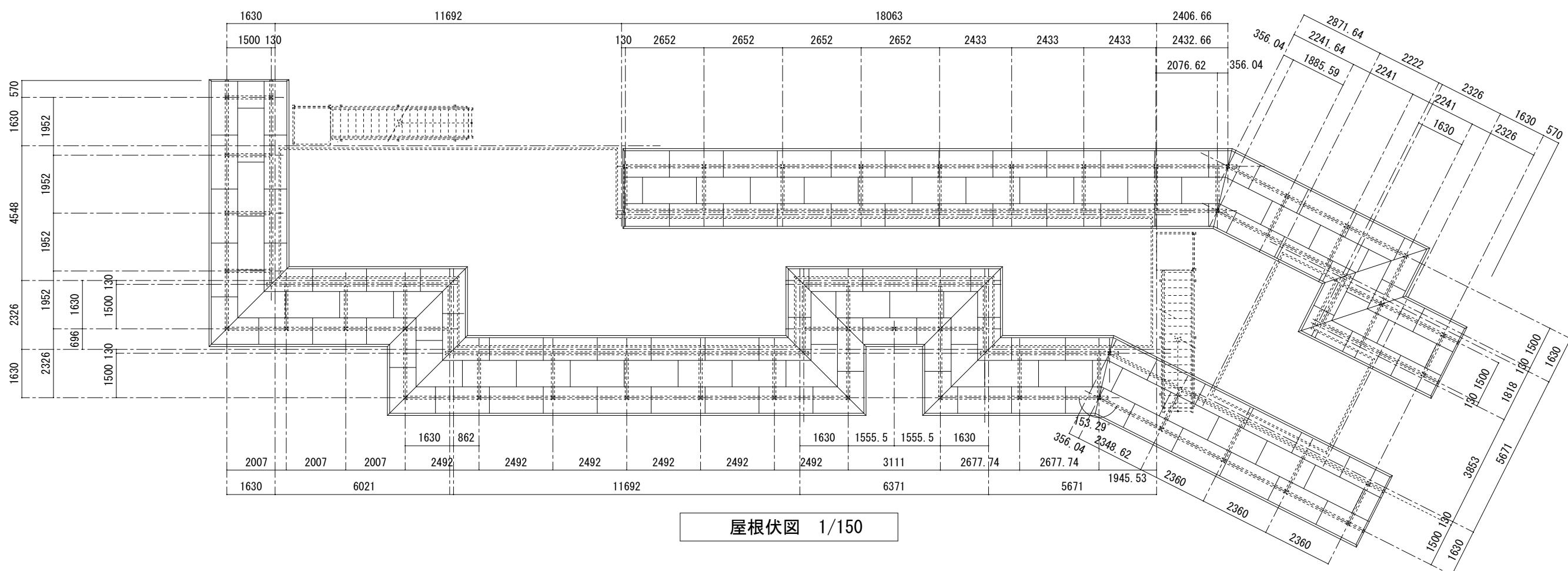
- 垂木受け: wGis 105 x 150(ひのき)
- wGis: 105x150(ひのき)
- 垂木 45 x 105 #455(ひのき)とし、割付は意匠による。
- 屋根面は、構造用合板 #12以上とし、床倍率 0.5以上の仕様とする。
- 垂木接合金物 Zマーク金物 ST-12以上の耐力(Ta=1.5kN)を要する接合とする。
- 垂木受け材と本体との接合は、#1000以内に均等に行うこと。

工事名称	令和4年度新宿御苑ワーキングスペース代替施設新築工事			工事年度	令和5年度
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	木庇部 屋根伏図
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-105
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称 宇建築設計事務所一級建築士事務所 資格者氏名 岡本 治子 登録番号 一級建築士 356094号 所在地 神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420



小屋伏図 1/150

工事名称	令和4年度新宿御苑カーテンガーデン代管施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	小星伏園	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-OO	
捺印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	宇建設設計事務所一級建築士事務所
					資格者氏名	岡本 治子
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420



工事名称	令和4年度新宿御苑「カシガ」スバル代替施設新築工事			工事年度	令和5年度	
工事場所	東京都新宿区内藤町11			図面名称	屋根伏図	
発注機関	環境省 新宿御苑管理事務所			縮尺	S=1:150	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-OO	
捺印	管理建築士	設計	製図	設計者	名 称	宇建設設計事務所一級建築士事務所
					資格者氏名	岡本 治子
					登録番号	一級建築士 356094号
					所在地	神奈川県川崎市高津区久末1778-1-420